

第二百八回国会

参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第四号

令和四年三月二十三日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

和田 政宗君

塩村あやか君

宮口 治子君

三月二十二日

辞任

有村 治子君

佐藤 正久君

徳永 エリ君

三月二十三日

辞任

小川 克巳君

竹内 功君

佐藤 正久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

山本 順三君

吉田 忠智君

石川 大我君

補欠選任

清水 真人君

竹内 功君

森本 真治君

補欠選任

こやり隆史君

佐藤 正久君

青木 一彦君

青山 繁晴君

今井絵理子君

北村 経夫君

勝部 賢志君

高瀬 弘美君

大塚 耕平君

清水 貴之君

石田 昌宏君

猪口 邦子君

小川 克巳君

加田 裕之君

こやり隆史君

佐藤 正久君

清水 真人君

滝沢 求君

竹内 功君

鶴保 庸介君

比嘉奈津美君

藤井 基之君

本田 顕子君

松山 政司君

山本 順三君

石川 大我君

羽田 次郎君

森本 真治君

森屋 隆君

吉田 忠智君

河野 義博君

宮崎 勝君

榎葉賀津也君

石井 苗子君

鈴木 宗男君

井上 哲士君

紙 智子君

伊波 洋一君

ながえ孝子君

林 芳正君

西銘恒三郎君

岩波 祐子君

内閣府大臣官房審議官

望月 明雄君

内閣府沖縄振興局長

水野 敦君

内閣府北方対策本部審議官

伊藤 信君

外務省大臣官房地球規模課題審議官

赤堀 毅君

外務省大臣官房審議官

徳田 修一君

外務省大臣官房参事官

實生 泰介君

外務省大臣官房参事官

北川 克郎君

外務省アジア大洋州局南部アジア部長

加納 雄大君

外務省中東アフリカ局長

長岡 寛介君

外務省国際協力局長

植野 篤志君

厚生労働省大臣官房総括審議官

達谷庸野君

水産庁資源管理部長

藤田 仁司君

経済産業省大臣官房審議官

矢作 友良君

中小企業庁事業環境部長

飯田 健太君

国土交通省大臣官房審議官

石原 大君

環境省大臣官房審議官

松本 啓朗君

独立行政法人国際協力機構理事

中村 俊之君

○政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

(政府開発援助等の基本方針に関する件)

(沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件)

○沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一彦君) ただいまから政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨日までに、宮口治子君、塩村あやか君、和田政宗君、有村治子君、佐藤正久君及び徳永エリ君が委員を辞任され、その補欠として石川大我君、吉田忠智君、山本順三君、清水真人君、竹内功君及び森本真治君が選任されました。

○委員長(青木一彦君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官望月明雄君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(青木一彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木一彦君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に独立行政法人国際協力機構理事中村俊之君を参考人として出席

を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木一彦君) 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査を議題とし、政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○猪口邦子君 恐れ入ります。私は、自由民主党、猪口邦子です。

外務大臣は、この連休を活用して、重要な海外出張、トルコとUAE、アラブ首長国連邦にされました。

トルコは、ウクライナへのロシアの軍事侵略に対して、最初の両外相を自国内に呼んでの仲介合を三月十日、ここで開催しており、外交的解決への重要な役割を果たしていくと思いますが、大臣のお考えを伺いますとともに、日本からも広い意味での協力や支援も含め考えなければならぬかと思えますので、お考えを伺います。

また、UAEは日本のエネルギー安全保障の観点から大切でありますけれども、実は私は、少し別の観点ですが、自民党一億総活躍推進本部長として選択的週休三日制を推進しています。報道で知りましたが、UAEは世界に先んじて週休二・五日制を電撃的に最近導入したとのこと。今後、日本とUAEの二国間関係において、エネルギー問題を超えた社会発展やSDGsの協力関係、こういうことを築く可能性もあるのか、お伺いします。

○国務大臣(林芳正君) 三月の十八日から二十一日の日程で、ウクライナ、ロシア双方との緊密な関係に基づき仲介努力を行っているトルコ、そして、今月の安保理議長国であり、かつOPSECプラスの主要メンバーとして重要な役割を担うUAE

Eそれぞれと、目下のウクライナ情勢とそれに伴う原油価格高騰の問題につき連携を確認でき、非常に有意義であったと考えております。

まず、トルコでございますが、チャブシオール大臣からトルコの外交努力についてかなり突っ込んだ詳細な説明をいただいた上で、ロシアによる侵略が、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の重大な違反である、この認識で一致をいたしまして、緊密な連携を確認することができたところでございます。

また、UAEでございますが、今、猪口委員、自民党一億総活躍推進本部長ということで、私も参議院時代はお世話になりましたけれども、この週休二・五日制というのはちよつと事前に私も承知をしておりませんでしたのでそのこと自体には話題は及びませんでしたけれども、まずはロシアによるウクライナ侵略に対する日本の確固たる立場をお伝えし、国際場裏での協力、これを確認することができたところでございます。

それに加えて、今般の原油価格高騰を踏まえた国際原油市場の安定化、これ働きかけをいたしまして、UAE側からは、日本を強く支えていたという心強い考えが示されたところでござい

ます。また、このUAEとの間で二〇一八年の四月に両国で発表されました包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ、これの下で、まさに今委員から御指摘がありましたように、伝統的なエネルギー分野における協力に加えて、再生可能エネルギー、それから水素、アンモニアを始めとする脱炭素燃料、さらには科学技術、教育、インフラ、宇宙等の幅広い分野での協力を進めて、次の五十年に向けて両国間の協力を一層強化していくということを確認をしたところでございます。

○猪口邦子君 大臣、ありがとうございます。今後でも、この週休二・五日制、こういう努力によってむしろ競争力は高まるとUAEでは言っ

ていますので、フォロアップをしていただければ有り難いと思います。

それでは、開発援助につきまして大臣所信を伺いましたのでお伺いするんですけども、まず、ロシアのウクライナ侵略、これは厳しく非難すると明言されまして、経済制裁、これは非軍事的対応のメソッドでありまして、これの中枢を日本は担ってきて、さらに一億ドル規模の借款と一億ドルの緊急人道支援、電光石火の対応であったかなと思うんですね。

岸田政権は聞く力、そして大臣、大臣としてはその成果を具体的な政策執行能力にばつと生かしていくということ、有り難いと思っております。UNHCR議員連盟の事務局も務めていますが、今まではツリートル・ツリートルとよく言われるわけですが、今後は是非、地理的にはウクライナ遠くても支援の距離は近いんだという感じで、ツリートル・ツリートルじゃなくてジャパン・スピーディー・アウトリーチ、こういう形でばつと対応するという流れをつくっていただきたいと思うんですね。

そこで、私は一つお伺いしたいのは、クラスター爆弾禁止条約というのがあります。ロシアがクラスター爆弾を先日使ったとある駐日大使から伺いました。これは特定通常兵器の一種で、完全禁止の国際法が存在します。もしそのような事実があるとすれば、停戦交渉の結果ウクライナに平和が戻ったとしても、農村、農業の復活、その大前提が崩れて、特に、一つの爆弾からもうたくさん小さな爆弾が飛び散りまして、これは爆発性戦争残存物と呼ばれる、国際法の分野でエクスプロシブ・レムナンツ・オブ・ウォー、ERWと呼ばれるもので、この除去をウクライナ政府が行わなければならないと思います。

安全な大地回復のために、例えば対地雷など

についてかつて我が国は金属探知機搭載したロボットで地雷原を爆破して安全な大地を回復するのに手伝ったこともありますけれども、このような支援、ODAの枠で可能でしょうかということもお伺いしたいし、まさにジャパン・スピーディー・アウトリーチのために、戦争まだやっていますけれども、戦後は非考えていただいて、停戦合意の翌日には岸田総理からそのような努力をみんなやっていこうと発表してもらって日本に続けと世界を論していく、こういう展開を外務大臣として準備していただきたいと思ひます。

G7議長国、来年日本が務めますので、そのような観点からも、戦後復興の支援、特にERWの除去などを含めてちよつと考えていただけないかとお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) ロシア軍はウクライナ各地で大変激しい攻撃を続けておりまして、学校、病院、住宅等も攻撃し、多数の民間人に死傷者が発生しております。また、民間人や民間施設への攻撃、これはもう釈迦に説法ですが、国際法違反であり、断じて正当化できないものであり、強く非難をするところでございます。

また、今お話のありましたこのロシア軍のクラスター弾の使用でございますが、国際人権団体でありますヒューマン・ライツ・ウォッチ、これがロシア軍が繰り返しクラスター弾を使用した攻撃を行っている旨発表していると承知をしております。強い懸念を持って状況を注視しております。

そして、今お話のありましたあるべきウクライナの復興支援という将来の問題に現時点で具体的にお答えするということは大変難しいわけですが、まず、復興のこの大前提としてロシアにまずはこの侵略を止めさせなければならぬと考えております。我が国としては、ロシアが国際社会の声に耳を傾けるよう、引き続きG7始めとする国際社会と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

我が国はウクライナの国民と共にあり、ウクライナ及び周辺国に寄り添った支援を引き続き実施していく考えてございます。ウクライナの復興支援段階を含めて、それぞれの局面で、我が国の得意分野生かしながら、我が国ができることについて不断の検討を続けてまいりたいと考えております。

○猪口邦子君 外務大臣、ありがとうございます。

戦時中からやはり戦後、これを展望する、外務大臣きつとそれやってくださると思いますので、今私が申し述べた懸念も含めて、積極的に、何が日本のまさにおっしゃった得意分野、実績分野としてできるのか、これを考えていただきたいと思っています。

国連改革についても伺いたいんですけども、先に沖縄復興について御質問申し上げたいと思います。

西銘大臣、有り難く、この分野準備されています。沖縄復帰五十一年のこの節目迎える中で、西銘大臣は、重要な国家の節目の政策と方針準備され、とりわけ丁寧な意見集約の過程を経まして、沖縄振興特別措置法等の一部改正法案、これをまとめてくれました。

大臣は所信で、このような振興策が県内総生産や就業者数、全国を上回る伸びを示すなど成果は上げてきたと評価しつつも、他方で、全国最下位一人当たり県民所得の問題、子供の貧困問題など指摘しました。私は、この質問の機会を活用して大臣に御指摘のこの問題の解決策を一つ提案したいと思っていますので、大臣の御意見も伺います。

私は、沖縄の子供の英語教育を重点してどうかと提案したいんですね。沖縄にはアジア太平洋との距離的近さがありますし、広く世界から留学生や研究者も滞在している。グローバル化の時代、英語は、かつてのヨーロッパ世界のラテン語のような、リンガフランカといえますか、共通学術用語になっているので、英語に卓越するということは、学問のみならずビジネスでも成功する確

率高めます。子供の生涯所得の向上に役立ちます。これからの時代、どの分野に進もうとその道を極めれば必ず国際的な接点があるので、英語に卓越するということは沖縄の子供たちの将来の競争力を強化することにつながると思います。

この本土復帰五十一年の節目、あの激戦の中学生延びた方々の孫やひ孫たち、この方たち、亡くなった方々の分も含め、リスペクトされる力強い人生、長生きしてもらいたいと、私の願いです。そのためにも、沖縄の子が日本一の分野つくってあげたい、振興策、そのようなことも含めて展開していただきたいと思います。英語の学力日本一の沖縄の子供たちと、こんな感じですよ。

例えばOISTというのがあります。沖縄科学技術大学院大学、ここにはたくさんの方々が来ているので、地域の保育園から高校まで毎週教える出向くボランティアなどやってくれたらいいと思うんですね。科学者にとっても非常にプラスです。科学は人間の幸福につながることを考える基礎であると彼らも考えるでしょう。

このような私の意見ですけども、大臣、お願いします。

○国務大臣（西銘恒三郎君） 猪口委員御指摘のように、沖縄の更なる発展の鍵となるのはそれを支える人材であり、社会情勢が変化していく中でも、様々な分野においてその変化に対応し、沖縄振興に資する多様な人材の育成が極めて重要と考えております。このため、今般の沖縄振興特別措置法改正案では、多様な人材を育成するための教育の充実について第七十六条第二項に明記したところであります。

その上で、委員御指摘の英語教育について申し上げますと、アジア太平洋地域の玄関口に位置し、諸外国・地域との交流の中で発展してきた沖縄の経済・文化の今後の発展を考えたとき、英語教育の推進は意義のあることと考えております。例えば、沖縄県においては、これまでソフト一括交付金等を活用し、国際性に富む人材育成に向け、高校生の長期海外留学などの取組を行って

るところであります。また、猪口委員御指摘のOISTについて申し上げますと、地域連携活動として小中高生向けのOIST見学会等を行い、子供たちの英語学習意欲向上にも貢献しており、今後も連携していきたいと考えております。

今後の沖縄の発展を担う人材の育成は極めて重要であり、内閣府としましても、県や市町村等の地元関係者とも必要な連携を図りつつ、その取組をしつかりと支援してまいりたいと考えております。

○猪口邦子君 西銘大臣、前向きな御答弁ありがとうございます。

では、最後に、林外務大臣に、私は国連改革について伺いたい、また意見を述べたいと思います。

安保理改革必要であり、私は日本こそ常任理事国になるべきと考えます。日本はG7で二番目の経済の規模です。今回の軍事侵略に対して、G7主導経済制裁という非軍事的手段、これによって交渉、停戦交渉のテーブルに侵略国を着かせるという、こういう展開、民主的でかつ大きな経済体は平和を実現する能力を持っているということなので、これを考えれば、今まで安保理改革幾つかありましたけれども、いずれもちよつとうまくいっていません。その理由は、平和との直接の関連性をきちつと議論してこなかった。まあ経済制裁は元々国際法が予定している対応オプションでありますから、その中核を担って、しかも経済の力で平和をつくれるという、こういう明快な歴史を今つくっていくわけですよ。

そして、大臣おっしゃったとおり、ここを最後きちつとやってもらわなきゃなりません。ウクライナに平和が戻った後には、ODA、外交のツールということであれば、日本の国連安保理常任理事国入り、これを目指す、ODAを戦略的活用、こういうことを考えていただけないでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 今お話がありましたように、ODA、これは我が国の重要な外交ツールで

ありまして、国際社会の平和と繁栄に貢献し、ひいては我が国の平和と安定の実現といった国益を確保するためにODAを積極的かつ戦略的に活用していくことが不可欠であるというふうに考えております。

安保理改革における我が国の常任理事国入りへの各国からの支持も、我が国の長年にわたるODAの実施が築いてきた国際社会の信頼、これによるところが大きいと考えておるわけでございますので、今後とも、今お話がありましたように、ODAも有効に活用しながら、日本の常任理事国入りを含む安保理改革の実現に全力を挙げていきたいと考えております。

○猪口邦子君 終わります。

○羽田次郎君 立憲民主・社民の羽田次郎です。

質問の機会をいただきましたことを青木委員長、各会派理事の皆様、そして委員の皆様には御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今日は、政府開発援助における民主化支援の実例を挙げながら、被援助国と日本の経済発展、そして日本が国際社会において名誉ある地位を占める方法について質問と提案をさせていただきたいと思っています。

日本のODAは、二〇〇年代初頭から、従来の開発援助だけでなく、平和の構築や人間の安全保障、そして民主化支援に注力するようになってきていると認識しております。

まず、我が国のODAにおいて平和の構築や民主化支援に注力するようになった理由や経緯について教えてください。

○国務大臣（林芳正君） 途上国の平和や安定、そして安全の確保、これは国づくり及び開発の前提条件でありまして、民主化の促進と定着は、公正で包摂的な社会を実現するための鍵であります。こうした観点から、我が国は、二〇一五年に策定をいたしました開発協力大綱におきまして、普遍的価値の共有、そして平和で安全な社会の実現、これを開発協力の重点課題と位置付けまして、平和構築や民主化支援を行ってきたところで

ございます。具体的には、例えばフィリピンにおいてはミナンダオにおいて紛争地域の復旧支援等を実施し、また、カンボジアにおいては若手行政官に対し民主的な統治に関する研修、これを実施してきております。

国際情勢の悪化に伴って、平和構築や民主化支援、これの二ーズ高まってきておりまして、今後、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援まで切れ目のない支援、そして選挙支援や法制度整備等を進めて一人一人の権利が保障される公正で安定した社会のための支援、これを進めていきたいと考えております。

○羽田次郎君 まさに普遍的な価値、大変大切なことだと思えます。

そうしたODAを進める上で留意すべきは、隣国の中国の存在だと私は考えております。これまで開発途上国に対して民主化の推進を開発援助の条件にすることで、被援助国政府にとりましては民主化を進める動機となってきたと思えます。ところが、民主化をしなくても豊かになれること、それを追求し、他国に対する援助も民主化を前提とせずに進めているように見える中国の存在は、強権的なリーダーにとつては都合がよく、開発援助をめぐる構造を変容させつつあります。この変化に伴い、日本のODA戦略もこれまでとは変えざるを得ないと考えます。

外務大臣にお伺いいたします。我が国がODAを進める上で中国と競合した場合、日本はどのような戦略で臨んでいるのでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほどお答えしたとおり、我が国は、一人一人の権利が保障され、社会が公正かつ安定的に運営されると、このことが重要であると考えております。そして、途上国がこの質の高い成長、これ果たしていくためには、やはりインフラ等の需要を単に量的に満たすだけでなく、自由や民主主義、基本的人権の尊重、そして法の支配、このような普遍的価値が共有される社会基盤の整備というものが必要になってくると考えております。

こうした観点で、我が国は、質の高いインフラ整備や相手国の二ーズにきめ細かく対応する息の長い人材育成等を通じて、途上国の自立的な発展に資するODAの実施に努めてまいりました。今後とも、こうした我が国のODAの強み、これを生かして、平和構築や民主化支援を始め、相手国の国民の一人一人が本当の意味で豊かさを実感できるような支援、これを提供していきたいと考えております。

○羽田次郎君 中国との競合、そのことについては今お答えはいただけなかったと思いますが、いずれにしても、今後も中国とは開発支援で競合することが多いと思いますが、これからは、ODAを通じた平和構築や民主化支援そのものを目的とするだけでなく、それが確実に開発途上国の国民一人一人の生活を豊かにすることにつなげられる戦略を持つことが必要だと考えます。これは、ウクライナでの戦争が終結した後の復興支援、そして平和構築に日本が関わっていく上で戦略になると考えます。

日本がJICAを通して支援した具体的な事業として、先ほど大臣も幾つか挙げられましたが、カンボジアにおける選挙制度改革支援、その中でも、選挙人登録の電子化とその成果について検証し、より良い形でのODAによる平和構築の在り方について議論したいと思えます。

今年二十日、ASEAN議長国カンボジアでフン・セン首相と会談された岸田総理も、カンボジアの選挙支援活動中に銃撃を受け落命された中田厚仁氏や文民警察官の職務中に落命された高田晴行氏の墓前で手を合わせていらっしゃいました。こうした御努力をされた先人に敬意を表すると同時に、改めて故人の御冥福をお祈りいたします。カンボジアでの選挙制度改革支援は、日本が主要な役割を果たした平和構築の貴重な成功例だと一定の評価がされています。カンボジアの選挙は、選挙人登録のプロセスに不正が入り込む余地が大きいために選挙のたびに問題になっていました。二〇一八年の総選挙に際しては、このプロセ

スを電子化するという、日本として一国の統治機構の在り方に大きな影響を与える選挙制度改革の本丸に踏み込んだことは英断であったとの高い評価も耳にしております。それまでは、壊れない投票箱の寄贈、投票用紙の印刷、電気がない地域でも夜の開票作業を可能にするランタンの提供など、必要ではあったと思われませんが、選挙制度改革支援としては限られた貢献だったと言わざるを得ません。

電子化について、具体的には、選挙管理委員会のメインサーバーの技術的支援を日本が担当いたしました。軍と基礎自治体であるコミューンにおける端末コンピュータへの選挙人登録はEUが支援をしていました。また、カンボジア内務省は、オーストラリア、ユニセフ、そしてノルウェーの民間会社のサポートを受けて国民IDカードを電子化するなど国民情報のIT化を進め、独立した組織である選挙管理委員会が選挙人登録カードを作りました。そして、有権者の指紋認証システムを導入した際、日本はEUとともに、カメラ、スキャナー、PC、サーバーなどに、指紋照合のための機材提供と使い方の技術訓練も実施いたしました。

その結果、二〇一三年の総選挙における選挙人登録者数約九百六十八万人が、二〇一八年の選挙では約八百三十八万人にまで減りました。減った百三十万人の多くが二重登録だったのではないかと見られております。実際にカンボジアの選挙制度改革支援に携わった方にお話をお聞きしましたが、日本の選挙以上に電子化されたシステム構築が実現していたとの評価でした。

そこで、外務大臣にお伺いいたします。このようなシステム構築に踏み込んだ日本政府としての戦略について、その意図をお聞かせいただけたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 我が国は、このカンボジアが民主主義に基づいて安定的に発展することを重視をしております。これまでもそうした観点から様々な支援を行ってきております。

二〇一八年の総選挙に向けまして、当時、今、羽田委員からもお話がありましたように、有権者名簿への二重登録、これ大きな問題となっておりました。この課題解決に向けて、カンボジア側から、有権者登録プロセスの電子化、これに関する支援要請があったところでございます。このお話しいただきました技術支援、これはまあ先方の支援要請に基づき実施したものではありませんけれども、今お話のあったように、選挙プロセスの透明性の向上、これに寄与したと考えておりまして、普遍的価値である民主主義や、この、まあ、ある意味では法の支配といいたし、あ、しっかりと公正な選挙が行われるということを保するという意味で大変大きな役割を果たしたと考えておりまして、こうした形も含めて、今後とも様々な形でこのカンボジアの民主主義の促進、これを支援してまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 ありがとうございます。

今回、このシステム構築で日本が負担した予算総額と、カンボジア、EU、オーストラリア、ノルウェーなどシステム構築に関わった国や機関が負担した予算総額を教えてください。

○政府参考人(植野篤志君) お答え申し上げます。

今委員からのお話にもございましたとおり、この選挙人登録プロセスの電子化、そのためのシステム構築には、EU、オーストラリア、ノルウェー等複数のドナーが関わっております。我が国もそうしたほかのドナーと協力しながら、お手伝いをしたわけですが、恐縮ながら、そのほかのドナーが負担した金額については把握できておりませんので総額で幾ら掛かったかということも分かりかねるのでございます。我が国の負担については、システム設計やリストを管理するサーバーの設置等の支援、それからこのシステム構築のために複数の専門家を何年かにわたって派遣してございまして、支出した金額は総額で約二億

円でございます。

○羽田次郎君 他国の状況がどうか分からないというの、まあ確かにおっしゃるとおりかもしれない。

そのカンボジアのシステムについて、今以上に更に不正を防止し、運用を向上させる改善部分があれば教えていただけたらと思います。

○参考人(中村俊之君) お答え申し上げます。

羽田委員御指摘のとおり、日本その他の支援国の協力により、生体認証機能を有する有権者登録システムが導入され、その結果、有権者の二重登録等が大幅に減り、選挙結果の選挙当日の速報などの新たな取組と相まってカンボジアの選挙プロセスの透明性は大幅に改善したと考えております。

こうした成果を公正な選挙に向けて更に向上させるためには、ハード面の協力に加え、ソフト面の協力、すなわち選挙管理委員会に対する継続的な能力強化、特に有権者に対する主権者教育に係る選挙管理委員会の能力強化が重要と考え、現在、これを担う専門家を同委員会に派遣し、そのための協力を実施しているところでございます。

○羽田次郎君 まさに今、選挙人の教育というのは我が国においてもきつとまだまだ必要な部分があるんじゃないか、そんな思いもあります、どんなに優れたシステムであつても、それを運用する国に不正の意思があつた場合それを阻止する対策があるのかという懸念は残りますが、是非今後もしそうした努力を政府としても続けていただければと思います。

そこで、選挙人登録で活用したカンボジア内務省にある国民情報を医療や福祉、教育などに生かしていくこと、その支援に日本が関わり、日本企業が参入するという戦略や計画はありますか。

○政府参考人(植野篤志君) お答え申し上げます。

現時点では、このシステムの構築により整備された有権者情報を医療、福祉、教育分野等において活用するということは、カンボジア側からもち

ろいう話はございませんので、日本政府としての支援というのも現時点では想定はしていないんですけれども、今委員の御指摘のように、そういう活用は有効だということも踏まえて、御指摘も踏まえて、カンボジア、それからさつきも申し上げたようにほかのドナーとも相談しつつ、カンボジア政府やほかのドナーとも相談しつつ、こういうそのシステムを医療、福祉、教育分野においてどういうふうに活用することができるといことは相談をしていきたいと思っています。

それから、そういう話がないということで、このシステム構築で整備された情報を医療、福祉、教育分野に活用するに当たって、そこに参入したいという日本の企業がある、あるいはそういう計画があるということも現時点では私どもは承知はしていないわけですが、仮にそういう意欲のある日本の企業がおいてなるということであれば、是非その企業のお話、御意向も踏まえて、我々政府としてどのようなお手伝い、サポートができるかということも検討していきたいと思っています。

○羽田次郎君 前向きな御検討の御答弁をありがとうございます。せっかく日本がシステム構築に深く関わってきた経緯がございますので、是非そのシステムを生かして、国民の福祉向上、教育の向上に貢献していただきたいと思っています。そうした取組が日本が国際社会で名誉ある地位を占めるきっかけの一つになると私は考えております。

選挙制度の信頼向上が必要とされる国、例えば選挙の不正を口実にして軍事クーデターを起こしたミャンマーのような国の選挙制度改革支援に日本として貢献する考えはありませんか。外務大臣。

○国務大臣(林芳正君) 我が国は、先ほども御答弁いたしましたとおり、普遍的価値の共有、そして平和で安全な社会の実現、これを開発協力の重点課題と位置付けておりまして、今後とも、選挙支援や法制度整備等を進めて一人一人の権利が保障される公正で安定した社会のための支援を進め

ていきたいと考えております。

ミャンマーについてでございますが、昨年二月一日のクーデター発生直後から、我が国としては、この暴力の即時停止、そして被拘束者の解放、民主的な政体の早期回復を要求してきております。これらの三点やASEANの五つのコンセンサス、これが実現していない中で選挙制度改革支援を検討するということは時期尚早であり、まず、ASEANを含む国際社会とともに、今の事態の改善、これを強く働きかけてまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 御答弁ありがとうございます。先ほど猪口先生からも御質問の中にあつたとおり、戦中のときから戦後についても考えていく、こういったことも日本として必要なんじゃないかと思っております。今、林外務大臣がおっしゃつたとおり、平和の回復が先ではございますけど、選挙人登録の支援を通じて平和の構築、ひいては福祉や教育の向上につながれば、日本の貢献が被援助国にとって記憶に残るものになると考えます。

ミャンマーにおいては、おっしゃるとおり、昨年二月に軍事クーデターが起り、民主的な選挙で選ばれた政府が転覆されました。クーデターから一年が経過した今年一月末の時点で弾圧によって殺害された無抵抗の市民は千五百三人に上ると現地の人権団体、政治犯支援協会はまとめている。この死者数には国軍への武装闘争で死亡した若者は含まれていません。そして、日本が農業支援を行った地域なども国軍によつて空爆されている、そうした現実がございます。

そこで、日本政府としては、ミャンマー国軍によるクーデターとその後の経緯についてどのようなように評価しているか、また国軍による権力機構を政府として承認するおつもりなのか、お答えいただけます。

○国務大臣(林芳正君) 日本政府は、国軍によるクーデター以来、ミャンマー国軍に対して、先ほど申し上げました暴力の即時停止、拘束された関係者の解放、そして民主的な政治体制の回復、これについて具体的な行動を取るよう強く求めてきております。

こうした中、昨年五月でございますが、邦人のジャーナリストが解放されたほか、十一月には米国人のジャーナリストが解放されるということなど一部前向きな動きは見られるものの、事態の改善の努力、事態の改善のために努力を継続していく必要があると考えております。

クーデターから一年を迎えた今年の二月一日でございますが、外務大臣談話を発出したしまして、ミャンマーで今なお事態の改善に向けた動きが見られないということに懸念を表明し、改めてミャンマー国軍に対して具体的な行動を取るよう強く求めるとともに、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、暴力によって多くの死者、今御指摘がありました、この多くの死者が発生している状況を強く非難をいたしました。

また、ミャンマー問題の事態打開に向けては、国際社会との連携も不可欠であります。日本は、五つのコンセンサスに向けたASEANの努力を一貫して後押しをしてきております。私自身、ASEAN議長国カンボジアとの電話会談を始め、様々な場でミャンマー情勢について議論をしてきております。

我が国は、引き続き関係国と緊密に連携し、また、ミャンマー国民に寄り添う人道支援も実施してまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 是非、ASEAN諸国とも連携しながらそうした支援続けていただきたいと思いますが、ただ、民主化、民主派による国民統一政府の代表部が今日本にもございます。政府として国民統一政府への対応はどうされているのでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 二月一日に民主派勢力が組織したNUG、ナショナルユニティガバメント、これが日本事務所を開設をしたというふうに承知をしております。民主的体制への回復に向けて、ミャンマー国民

て大切なODA予算、これを質とともに充実させていかなければならないと考えております。

厳しい財政状況の中ではございますけれども、令和四年度予算においても、無償資金協力やJICA予算などの二国間支援、また国際機関への拠出金等の多国間支援のために必要なODA予算、これ前年を上回る額を計上しておりますが、それは今述べたODAの重要性に鑑みてのものでござい

います。引き続きODA予算確保の努力を続けてまいりたいと思います。

イギリスの話がありましたけれども、確かに財政状況の悪化によりODA予算を抑制していると認識をしておりますが、非軍事的な国際協力を主体とする我が国におきましては、ODAを活用して外交を推進する必要性、これは一段と大きく、そのためODA予算の確保に向けてしっかりと努力をしていくことが必要でございます。

もとより、原資が税金であるわけでございますから、ODAに対する国民の皆様の理解と協力を得られますように、その意義と効果についてもしっかりと説明してまいりたいと考えております。

○宮崎勝君　ありがとうございます。

今ほど大臣からもお話がありました、やはりODA予算が効果的、効率的に使われているかという検証も重要だと思っております。

そこで、途上国への新型コロナウィルスワクチ

ンの支援について伺いたいと思いますが、日本は、新型コロナウイルス感染症との世界的な闘いにおきまして、誰の健康も取り残さないという理念の下でユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けて国際的な協力を進めているところであります。この考え方に基いて、新型コロナウイルスの発

また、令和三年六月のCOVAXワクチンサ

ミットにおきましては今後更に八億ドルを追加拠出して合計十億ドルの貢献を行うことを表明をい

たしまして、令和三年年度の補正予算に七百一億円の予算を計上をいたしました。COVAXを通じて途上国へのワクチン支援につきましては、我が党といたしましても積極的に後押しをしてきたところでございます。

その一方で、アフリカではコロナワクチンの廃棄が相次いで、その規模が百四十万回分に達する見通しだという報道もございました。

これら途上国へのワクチン支援につきまして、相手国や拠出先国際機関における事業執行の効果の検証状況につきまして、外務省の御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人（赤堀毅君） お答えいたします。

我が国は、あらゆる国・地域において新型コロナウイルスへの公平なアクセスの確保が重要との考えの下、COVAXへの合計十億ドルの財政支援や、各国・地域に対する約四千二百万回分のワクチン供与、ワクチンを接種の現場まで届けるためのラストワンマイル支援など、積極的にワクチン関連支援に取り組んでおるところでございます。

COVAXは、三月上旬時点で百四十四か国・地域に約十三億回分のワクチンを供与しており、特に低所得国においてはワクチンの約八割がCOVAXによって供給されているなど、ワクチンへの公平なアクセス確保に大きく貢献しております。

我が国からのワクチン供与に関しては、ワクチンが届いた各国・地域においてワクチンの到着や引渡し式典の様子が現地のテレビや新聞などのメディアで大きく報じられたほか、SNSなどを通じて感謝の声が多数寄せられております。

また、我が国によるラストワンマイル支援を通じてワクチンの保冷設備や運搬用車両などの機材供与等は、現地のニーズを踏まえた時宜に合った支援であるとして各国・地域から高い評価が寄せられているところでございます。

ワクチン廃棄の問題は、ワクチンの使用期限と関係いたします。COVAXでは、供給先国・地

域のワクチン接種計画や接種能力に応じて接種可能な量、使用期限のワクチンを適切なタイミングで供給すべく、先方当局と緊密な調整の上でワクチンを供給していると承知しております。我が国のワクチン供与に際しても同様の調整を行っております。COVAXからは、毎週、執行状況の報告を受けております。COVAXは、日常的な調整に加え、幹部レベルでも緊密な連携をしているところでございます。

引き続き、途上国の実情とニーズを踏まえ、COVAXを始めとする国際的な枠組みとも連携しつつ、途上国におけるワクチン接種率の向上に向けた支援を行うとともに、在外公館及びJICA等を通じて適切にフォローアップをまいりたいと存じます。

○宮崎勝君 よろしくお願いたします。

林外務大臣は、今国会の外交演説におきまして、新型コロナウイルスの収束に向け、途上国を含めた、ワクチン、診断薬、治療薬への公平なアクセスの確保の支援に引き続き取り組みますというふうに述べられまして、本委員会での政府開発援助に係る所信におきましても、来年度に重点的に取り組む分野の一つとして新型コロナウイルスを含む感染症への対応を挙げております。

新型コロナウイルスなど感染症に打ちかつたためには、途上国でのワクチンの普及、公平なアクセス、ワクチン接種体制の確保などが喫緊の課題となっておりますけれども、改めて、途上国に対する今後の支援の在り方について、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（林芳正君） この国内で新型コロナウイルスが収束したといたしましても、世界のどこかでウイルスが残っておりますとまたこれが再拡大の可能性が残ってしまうと、こういうことになりましたので、世界的な感染拡大防止に取り組むということが不可欠であるというふうに考えております。

日本は、新型コロナウイルス対策として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、この達成を念頭に総合的な支援を行っておるところでございます。特に

ワクチンに関しては、我が国はCOVAXファシリティーの立ち上げ当初から議論に貢献してきておりまして、昨年六月には、COVAXワクチンサミットを共催して、資金調達目標の達成、これに貢献するとともに、日本としても合計十億ドルの財政支援を表明してきております。

また、ワクチンの現物供与についても、これまで約四千二百万回分、これを各国・地域に届けるなど積極的な支援を行ってきております。

引き続き、途上国の実情とニーズを踏まえまして、途上国におけるワクチン接種率の向上に向けて貢献をしていかなければならないと考えておりまして、COVAXを始めとする国際的な枠組みと連携した支援を継続するとともに、現在課題となっておりまして途上国の接種能力、この強化の観点から、ラストワンマイル支援、これを通じて医療関係者等に対する能力強化支援やワクチン忌避対策等も含む支援、これを行ってまいりたいと考えております。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

続きまして、沖縄の世界自然遺産の保護と利用について伺いたいと思います。

昨年七月、ユネスコ世界遺産委員会におきまして、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が決定をいたしました。決定の理由は、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域であるということが評価されまして、世界遺産の登録基準を満たしたことから決定をしたというふうに認識しております。

我が国の世界自然遺産への登録は、白神山地、屋久島、知床、小笠原諸島に次いで五番目で、これが最後と言われております。そこでまず、一般の世界自然遺産登録の受け止めについて、西銘大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（西銘恒三郎君） 沖縄島北部及び西表島が我が国の世界自然遺産の候補の一つとされたのは、私が衆議院議員に初当選したのと同じ二〇

〇三年、平成十五年であります。その後、様々な検討や準備を経て、また、世界遺産委員会の諮問機関、国際自然保護連合による登録延期勧告に伴う推薦の取下げという難局もありました。それらの難局を乗り越えて、昨年七月登録が実現したものと承知しております。

登録地域の価値が世界で認められたことは大変喜ばしいことであり、地元の方々を始めとする関係者の長年にわたる御努力に対し、改めて心から敬意を表したいと思っております。

同時に、貴重な自然環境を将来にわたって保全し、活用していくことが重要であると感じております。内閣府としまして、地元の様々な取組をしっかりと支援していきたいと考えております。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

今大臣からも御紹介ありましたとおり、一般の登録に至る経緯ですけれども、二〇〇三年からスタートしたというところでございます。様々な間、沖縄の北部訓練場返還地の追加など曲折を経た上で最終的にこの決定をしたというふうに承知をしているところでございます。

そこで、環境省にお伺いいたしますけれども、二〇〇三年の候補地選定から登録決定までの間に環境省としてどんな取組を行ってきたのか、また、今回の登録の意義についてお願いしたいと思います。

○政府参考人（松本啓朗君） お答えいたします。

今回登録された奄美、沖縄地域の島々では、豊かな自然環境の中で、大陸では絶滅したヤンバルクイナなど、国際的にも希少な固有種が生き続けております。このような唯一無二の自然の価値が国際的にも認められました。地域の宝を世界の宝として保全することが持続的な地域の発展にもつながるという観点で意義深いものと考えております。

なお、二〇〇三年に候補地として選定して以降ですが、環境省ではその価値を保全するための取組を強化してまいりました。西表石垣国立公園を拡張し西表島のほぼ全島を国立公園にするとも

に、沖縄島北部ではやんばる国立公園を新規に指定しました。さらに、イリオモテヤマネコといった希少種の保護対策やマングースなどの外来種の駆除等を進めてまいりました。こうした対策は、沖縄県や地元市町村を始めとする地域の方々と現地の自然保護官が様々な議論を行い、関係者の御協力を得ながら実施してきたものと考えております。

なお、二〇一七年の最初の推薦では、お話ありましたとおり、審査機関から更なる取組が必要という評価を受けて、一度は推薦書を取り下げることになりました。しかし、その後、沖縄の北部訓練場返還地のやんばる国立公園の編入などを進め、二〇一九年に二度目の推薦を行いました。地域の方々の熱意と関係者のためめ努力に支えられながら、今般の世界遺産登録という悲願の達成に至ったものと考えております。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

この登録を決定した際の世界自然遺産、失礼しました、世界遺産委員会決議では、世界遺産一覧表への記載決定に合わせて、四項目にわたって今後の更なる取組が求められました。具体的には、観光管理の徹底、希少種の交通事故対策、包括的な河川再生戦略、緩衝地帯における森林伐採の適切な管理の四項目でございますが、今年十二月までにそれぞれの対応策を世界遺産委員会に報告することになっております。

現在、この四項目についてそれぞれタスクフォースが設置をされ対応策の検討が行われておりますけれども、沖縄県は観光管理を担当しているというふうに向っております。世界自然遺産登録を機に、コロナ禍が収束をいたしますれば観光客の増加が見込まれる中で、受入れ体制が必ずしも十分とは言えない西表島などでは、オーバーユースによる自然環境、生態系への悪影響が懸念されております。

今後どのように保護と利用の両立を図っていくかが課題になると認識しておりますけれども、この点につきまして内閣府としてどのような支援を

行っていくのか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(望月明雄君) お答えいたします。

今回の世界自然遺産登録に関しまして、地元自治体では、しっかりと保全して持続的な活用を図るということが大切だというふうな課題認識の下、ガイド制度の普及、また観光客の入域管理など、登録地域における持続可能な観光客の受入れ体制の構築を進めていると認識しております。

内閣府におきましては、沖縄振興予算を活用し、世界自然遺産周辺地域への観光客の計画的な誘導、また子供たちへの環境教育など、登録地域の自然環境の保全と活用の両立を図る地元自治体の取組を支援しております。先ほど大臣からもありました、引き続き地元の様々な取組をしつかりと支えていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮崎勝君 国立公園を管理する環境省といったしましても、自然遺産地域の魅力の発信であるとか、あるいは利用者のルールやマナーの啓発ということが必要になってくると思っておりますけれども、今後どのような取組を行っていくのか。また、環境省は、世界遺産委員会のこの勧告のうち希少種の交通事故対策を担当しておりますけれども、特にこの希少種の多い沖縄島北部や西表島におきましてどのような対策を検討しているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(松本啓朗君) お答えいたします。

環境省としては、貴重な自然環境の魅力を地域内外に発信しその理解を深めていくことは、大変重要と認識しております。このため、地域住民との意見交換会、やんばるや西表島の野生生物保護センターにおける普及啓発活動などを積極的に実施してまいりました。また、魅力の発信と同時に、やんばるや西表島を含む四島全てにおいて、利用者に対しルールやマナーについて普及啓発する拠点施設が必要と考えてございます。このため、関係機関や自治体の連携協力を得ながら、順次世界遺産センター等の整備を進める予定としてございます。

なお、御質問ありましたイリオモテヤマネコなど希少種の交通事故対策につきましては、地元関係機関の協力をいただきながら、ドライバー向けの注意喚起を行う看板の設置などを行ってまいりました。また、沖縄県が進めるアンダーパスの設置事業にも、環境省として積極的に協力をしてまいりました。

今後とも、こうした希少種の交通事故、いわゆるロードキルの発生状況や各種対策の有効性を分析し、関係機関と連携しながらより効果的な対策を実施してまいりたいと考えてございます。

○宮崎勝君 ありがとうございます。

最後に、西銘大臣にお伺いしたいと思います。が、世界自然遺産登録は、沖縄の振興、また特に地域レベルの自立経済の確立であるとか、地域の文化、誇りなどの面も含めて地元にとどのような効果をもたらすと考えているのか、御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 今般の沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産への登録は、沖縄の自然環境の魅力を改めて世界に認知される絶好の機会となりました。同時に、今般の登録は、県民にとつても、沖縄の自然環境の価値を再認識する機会になったと感じております。

沖縄の豊かで美しい自然環境は、既に世界遺産に登録されている首里城などの独自の文化とともに県民が誇りとしているものであります。沖縄の県民が自然環境や文化などの沖縄ならではの魅力を次世代にしっかりと引き継ぎながら適切に活用していくことは、地域経済の活性化のみならず、文化の発展にとつても重要と考えております。また、沖縄が独自の地域特性を生かして発展することとは、我が国やアジア太平洋地域の発展にも寄与する可能性を有していると考えております。

内閣府としましても、こうした点を踏まえつつ、引き続き県や市町村等と緊密に連携しながら沖縄振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮崎勝君 終わります。ありがとうございます。

た。

○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。よろしく願いいたします。

今、宮崎委員もCOVAXXの話、質問をしておりましたが、私もちよつと確認をさせていただきたいんですが、COVAXXへの拠出金は、これまでの御答弁で、十億ドルとか、それから四千万回分の接種に対応してきたというのは伺いました。

したがって、私がお伺いしたいのは、COVAXXから日本の製薬メーカー等への補助であるとか支援金、これはどうなっているかということを開係省庁からお伺いしたいと思います。

○政府参考人(達谷庸野君) お答え申し上げます。

COVAXXファシリティーの関係で、CEPIという機関がございます。CEPI、感染症流行対策イノベーション連合と日本語で申し上げますが、このCEPIは、新型コロナウイルスワクチンの開発供給を支援する国際的枠組みでございます。COVAXXファシリティーにおいて、製薬企業、研究機関に資金を拠出すること、資金を拠出することで新型コロナウイルスワクチンの開発を支援しているところでございます。現在、日本企業が開発している新型コロナウイルスワクチンはCEPIによる支援対象に入っております。CEPIからの金銭的な支援を受けていないところでございます。

厚生労働省といたしましては、CEPIと日本企業のマッチングといった日本企業への支援を増やしていくべく努力してまいりたいと考えてございます。

○大塚耕平君 外務大臣にお伺いします。

今CEPIの説明がありましたが、外務大臣は、COVAXXが途上国へのワクチン供給だけじゃなくてワクチンの開発に関する資金支援をしているというのを御存じでしたか。

○国務大臣(林芳正君) 今厚労省から答弁がありましたように、このCEPIですね、こういう枠

組みを通じてやっていたということは承知をしておりました。

○大塚耕平君 実 は、一年ぐらい前ですけれども、茂木大臣のときに、COVAXの話をしている過程でたまたま生産支援の方の話になりましてお伺いをしたところ、その時点では茂木大臣も御認識がなかったようでありましたので、実は生産支援もしているの、そこは日本も応分の働きかけをするべきではないかというやり取りをさせていただきました。

その後、厚生労働省にも個別にお願いしたいので、やはり、もちろん途上国支援は必要なんですけれども、ワクチンを開発してそれを日本のワクチンとして世界に供給するところもこのCOVAXがサポートしているならば、そこも日本はしっかりとプラットフォームに入り支援を受けるべきではないかとやり取りをしたところ、そこが大事なんですと、これからやりますというやり取りをしたのが今から数か月前であります、現状は今の答弁にあるとおりであります。

我が国の外交のおおらかさと言ってしまうと、これまでですけれども、やはり、かつてのように、アジアで唯一の西側先進国との対等な立場にある国、財政も経済も余力があつて様々な支援を一方的にする立場という状況でないことはもう多くの議員の皆さんや関係者が理解しているところでありますので、このCOVAXについて、一年前にそういうやり取りがあつた中で、現状は今答弁があつたとおりであります、何か交渉をしていたり、あるいはこれから日本が資金提供を受ける可能性があるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○政府参考人(達谷庵庸野君) お答え申し上げます。

CEPIにつきまして、CEPIにおいてどのような機関を選ぶかということにつきましては、私も、CEPI側の情報でございますので、詳細は承知していないところでございます。

○大塚耕平君 一度調べてそれでは個別で結構で

すので報告をいただきたいんですが、その一年前の議論のときにも間接的に申し上げましたし、その後、厚生労働省との個別のやり取りの中では事務官にはお伝えしましたけれども、拠出するものはもちろん先進国として拠出をしつつ、しかし、拠出した先のプラットフォームが持っているファシリティーは使えるものは使うというふうにならば、もう一方的に持ち出しばかりではほとんど日本の外交が機能しているとは言い難いと感じていますので、存じていないだけではちよつと承知しかねますので、一応、その後どういう状況になつていて、今どういう働きかけをしていて、日本の製薬メーカー等がなぜ相手にされないのか、能力がないのか、それとも資金は自分たちで用意するから遠慮すると申し上げているのか、その辺りについて確認をして報告していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○政府参考人(達谷庵庸野君) 先ほども申し上げましたとおり、私も、やはりCEPIと日本企業がマッチングしてCEPIの支援を受けられるように努めているところでございますが、今先生御指摘いただいたものにつきましては、引き続き御報告をさせていただきたいと思ひます。

○大塚耕平君 これは厚生労働省だけに任せておいていい話ではなくて、外務省としても、日本がいろんな資金を拠出している、その言わば土台の上で日本外交のレピュテーションというものの、あるいはそのパワーが維持できているわけでありますので、今厚生労働省から答弁があつた点については外務省としても関心を持つて調査をするという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(赤堀毅君) お答えいたします。

当省といたしましても、平素より厚生労働省とコロナワクチンの全体の枠組みについて緊密に連携しておりますので、この点につきましても協力していきたいと存じます。

○大塚耕平君 それでは、また改めての両省からの報告をお待ちしていますので、よろしく願ひいたします。

次の質問ですが、外務大臣、ウクライナ問題での御対応、大変お疲れさまでございます。

本 当 今、日本がどういう役割を果たせるかというのは、この帰趨、このウクライナ問題の帰趨にも関わると思ひますので是非御尽力をいただきたいと思ひますが、最近、プーチン大統領に誰が影響を与え得るのかということでロシアの新興財閥オリガルヒのことが随分報道されるようになりました。

オリガルヒと日本の経済界あるいは投資家との関係、取引関係、こういうことについてどのような情報を現時点で政府として有しているのか、あるいは、もし情報がないのであればどういう認識をお持ちであるのか、外務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今委員がおっしゃるように、今回のロシアのウクライナに対する侵略を受けて、G7と国際社会と協調しながら制裁等行つてきたところでございます。

今、このお尋ねのあつた他国の政府高官と、今オリガルヒというお言葉もありましたが、こういう政府高官等の皆様、皆様と言うとあれですが、政府高官等の日本国内における資産、これについて現在は公表していないところでございます。

○大塚耕平君 今、最後の部分、済みません、私が聞き逃したのかも知れませんが、オリガルヒと日本の経済界との関係については公表していないというふうにおっしゃつたという理解でよろしいですか。そうですか。

その公表していないというのは、公表できない理由としてはどういふふうに考えたらよろしいでしょうか。

○政府参考人(徳田修一君) お答え申し上げます。

個別具体のものに対します資産等の情報、あるいは今後のあり得べき行政上の対応につきましては、これを公表することで当方の行政上の言わば手のうちをさらすということにもなり得ることから、お答えすることは困難ということでございま

す。

○大塚耕平君 ちよつと質問の趣旨が違ふんですけれども、このオリガルヒとの取引等によって何らかの資産凍結等の処置をしているとかそういうことをお伺いしているわけではなくて、このオリガルヒと日本の経済界、日本の企業とどういう取引関係があるかということについて外務省として何か情報を持っているのか、どういふ認識を持っているのかという質問であつて、制裁措置を加えていのかどうかということをお伺いしているわけではありません。

もう一回お伺いしますけれども、オリガルヒと日本の経済界、企業との取引関係について外務省はどのように把握していますでしょうか。

○政府参考人(徳田修一君) 改めてお答えを申し上げます。

ロシアの個別のオリガルヒと日本企業の個々の取引について、外務省として網羅的に承知しているという立場にはございません。

○大塚耕平君 いや、それは、現下のこの国際情勢の中でそういう姿勢でいいのかどうかということとは、随分疑問に感じます。

一つ例を挙げますけれども、直接ロシアとの関係じゃないんですけれども、一つの頭の体操として申し上げますと、コロナの問題で、抗原検査キットを去年、おとしですとか、今やおとしですけれども、日本の企業からも調達できるということで、富士レボイオという企業から調達をするということになつて、そのときにいろいろ調べたら、その企業は、親会社の一〇〇％子会社で、その親会社の最大株主は中国の政府ファンドで中国人民解放軍が出資していたことが分かつたので、それを財務省と外務省にお伝えしたところ、知っていますかとお伺いしたところ、知りませんでしたという話がおとしありました。

これは一つの例なんですけれども、これだけの事態が起きていてですね、しかもプーチン大統領に影響を与え得る人たち、ないしは、まあ一緒にこの事態を起こしているとも言えなくもないわけ

ですが、そのオリガルヒについてこれだけ報道が
始めている中で、日本の外務省として、日本の
経済界、企業がオリガルヒとどういう取引関係に
あるかということについて外務省として存じ上げ
る立場ではないという、そういうことでよろしい
んでしょうか。

○政府参考人(徳田修一君) 存じ上げるつもりは
ないということをお願いしたつもりではございま
せん、もしそういうふうな受け止められたので
あれば訂正いたしますけれども、外務省として
も、日本企業とロシアのそれぞれの企業との取引
については様々な相談を受けることもございま
す。そういう面からいろんな情報は得ているこ
ろではございますけれども、個別具体的にどうい
う情報を持っているかということについてこの場
でお答えすることは困難であると、こういうこと
でございます。

○大塚耕平君 個別具体的にお伺いしているつも
りはなくてですね、まあ今のお話で大体理解でき
ましたけれども、つまりオリガルヒと日本の経済
界もかなりの取引関係があるということは外務省
としても理解をしていると。
したがって、そこは、そこで終わりののか、注
視して必要とあらば適切な対応をするという
スタンスなのか、そこはどうですか。

○政府参考人(徳田修一君) 基本的には民間レベ
ルの取引ということでございますけれども、も
し必要な状況があれば、外務省あるいは関係省庁
から適切な助言ないしアドバイスをするというこ
とは一般論としてあるのかと思います。

○大塚耕平君 まあ、その御答弁の印象は各議員
がそれぞれお感じだと思いますが。

先般、財政金融委員会の方では、二〇一四年の
クリミア半島に対するロシアの侵攻の直後から、
まあ、あのときもSWIFT排除をやったんです
けれども、それを受けてロシアでは独自の決済イ
ンフラ、SPFSの開発を始め、中国はその翌年
からCIPSをつくり始めて、そしてSPFSに
は、まあ今ヨーロッパはかなりロシアに対して厳

しく対応していますが、そういうながらドイツと
スイスは参加していると。それから、CIPSに
関しては、日本の、中国の銀行以外では最も多く
の銀行が参加しているのは日本であるということ
をこれは財政金融委員会の方で申し上げて、少し
鈴木大臣と意見交換をさせていただきました。

そういう事例及び他の委員会での議論からもお
分かりのとおり、やっぱりこの事態において、外
務省としては、このオリガルヒと日本の経済界と
の関係についてはより深く関心を持って必要な場
合には適切な対応を取ることとも一般論とし
てはあるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(林芳正君) 今委員がおっしゃいまし
たように、先ほど申し上げましたように、いろん
な制裁措置等とつてくる中で、このSWIFT等
の措置も対応してきたところでございます。

そうした意味で、外務省としても財務省とも連
携しながらしっかりとした対応をしていくという
ことでございますし、今答弁したとおり、この内
容をいろいろと、この知っていることをここで申
し上げるとは個別には差し控えたいと思いま
すけれども、把握をしながら適切に対応していく
ということが非常に肝要なことだというふうに認識
をしております。

○大塚耕平君 まあ、林大臣には状況は十分御理
解いただいたと思いますので適切に御対応いた
だけると思いますが、先ほどのCOVAXに対する
問題もそれからこのオリガルヒとの関係の話も、
それからSWIFTの代替システムであるCIPS
とSPFSの話も含めてですね、まあやっぱり
日本の外交とか国際関係における緊張感が少し足
りないのではないかと懸念を持っております
し、その事態が、今から二十年前、三十年前の我
が国の国際社会におけるポジションからそのまま
踏襲している心理状態にあるのではないかという
ことを懸念しています。

外務省においては、そういう点を十分御留意い
ただいて、この先日本外交が、あえてちよつと厳
しい言葉を使わせていただくと、情眼をしている

というふうに言われるようなことのないように適
切に御対応いただきたいと思っておりますので、最後に
外務大臣から、その辺りの日本外交の今後のある
べき姿も含めてコメントをいただいて終わりにし
たいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今委員からる御指摘が
あったように、国際的にしっかりとこの役割を果
たしていく、また、こうした今まで余り見たこと
のなかったような状況、国連安保理事国のP5の
一員がこうした国際秩序の根幹を揺るがすような
事態を引き起こしている、それに対応して、G
7で普遍的価値を共有する我々が一致団結して
しっかりとした対応していくと、こういう局面で
ございますので、そうした認識を持って、情眼
と、こういうふうに言われないようにしっかりと
対応していくという必要があると思っております。

○大塚耕平君 終わります。

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。

私も、ウクライナ問題について質問させていた
だきたいと思えます。
冒頭に猪口委員からもありましたとおり、外務
大臣は、この週末、連休にトルコとUAEを訪問
されました。本日に短時間のしかも遠距離の出張
というところで、本当にお疲れさまでした。

このトルコとUAEです。トルコは特に、猪口
委員からもあったとおり、ロシアとウクライナの
間に入って、この仲介、交渉の本場にキーとなる
国ではないかと言われている。そしてもう一つ、
インドもキーとなる国ではないかと言われており
まして、こちらを総理が訪問されたということ
で、本日に日本の外交にとつては非常に意味の深
い訪問だったのではないかとこのように感じてい
ます。

実際行かれてどのような話がされたのか、感
触を持って帰ってこられたのか、停戦交渉、進捗状
況、そのもう本場に現場の最新の情報を得てこら
れたと思いますので、この辺りですとか、日本が
果たす役割などこういった感触を持って帰国され

たのでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 今委員からお話がありま
したように、総理がインドに行かれるということ
はこの前提として、それで私がどこへ行くかとい
うことを考えさせていただいたということござ
いまして、まさに今御指摘があったように、イン
ドというのが、実はこの間の国連の特別総会にお
ける決議、残念ながら棄権ということもございま
したので、そういった意味でも、またいろんなこ
のインドが持つておるほかの国との関係という意
味でも、大変なポイントになるということは御指
摘のとおりでございます。

一方、トルコも、そういった意味で、まさに私
が訪問する前に、アンタルヤというところに行き
まして、これは、チャブシオール大臣のお地元と
いうこともございますが、まさにこのアンタルヤ
で、安全保障の会議をやったその会場で、実は三
か国、ウクライナとロシアとそしてトルコのチャ
ブシオール外務大臣の仲介による三者会合が行わ
れたと、そういうことでございました。さらに、
そのアンタルヤでの三大臣会合の後、チャブシ
オール大臣は、ロシアとウクライナとそれぞれ訪
問されておられたと。こういう状況の中で、トル
コに行つて、チャブシオール大臣と昼食も挟みな
がらかなり長時間の間に、長時間掛けて意見交換
をすることができたわけでございます。

大臣からは、トルコが今まで果たしてきた外交
努力についてかなり詳細な説明をいただくことが
できました。この詳細、中身について、相手の
おっしゃったことですかなかなか御披露するこ
とは難しいわけでございますが、私の方からは深
い感謝と敬意を表したところでございます。

そして、このロシアによる侵略、これがウクラ
イナの主権及び領土の一体性を侵害して、武力の
行使を禁ずる国際法の重大な違反であると、こう
いう認識で一致をしたところでございまして、今
後も緊密に連携をしていくということを確認でき
たところでございます。

○清水貴之君 お話聞いて、大分深いお話をされ

できたんだというのが伝わってきましたが、会談ではロシアに対する制裁の話などもされたというふうにこれ報じられておりまして、ロシアにはこれまで国際社会が様々な、この日本も含め、様々な制裁を科しています。

こういったものが実際にどれぐらい効果として出てきているのか、この辺りも、停戦交渉、ロシアとの交渉において重要になってくるのではないかと思います。この辺りについてはどういうふうに今見ているでしょうか。

○**国務大臣(林芳正君)** 先ほど大塚委員とのやり取りの中でも申し上げたように、我が国はG7を始めとした国際社会と連携しながらこの一連の制裁措置を講じてきたところでございます。そして、このロシアの今のこの為替の状況や、それに対して中央銀行がとられておるような措置、また、これは二ユースで拝見したところですが、ATMに行けなかったりしておると、こういうことを見ても一定の効果は上げてきているのではないかとこのように考えてきております。

先ほど申し上げたように、このチャプシオール大臣とは、仲介努力を含めた外交努力についていろんな御説明を聞きながら議論を深めたところでございます。中身について詳細に申し上げることはなかなか難しいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような国際法の違反であるという認識で一致をしたということで、今後も対応をしつかりと連携をしていくということで確認をしたところでございます。

○**清水貴之君** そして、その後UAEを訪れられていらっしゃるんですが、やはりこの国際的なエネルギー問題、これはもう本当に大きな問題となっております。日本国内だけ見ても、停電の話なんか昨日、今日もあつたりとか、エネルギー価格も相当高騰しています。物価全体が上がってきている中で本当に対策が急がれるところですが、UAEをこの時期にまた訪問されたということで、その辺り、国際的なエネルギー価格の高騰ですとか、日本国内のこのエネルギー不足の解消につな

がるような、そういった前向きな会談になったのかどうか、お話聞かせていただけますでしょうか。

○**国務大臣(林芳正君)** まさに、UAE、日本の原油の輸入のかなりの部分をUAEからの輸入によって、UAEの輸入が占めているわけでございます。

まずは、このUAEで、ロシアによるウクライナ侵略に対する日本の確固たる立場をお伝えして、国際場裏での協力、これを確認することができたわけでございます。そして、先ほど申し上げたようなUAEの産油国としての立場も踏まえて、今般の原油価格高騰を踏まえた国際原油市場の安定化、これを働きかけたところでございます。UAE側からは、日本を強く支えていきたいという大変心強い考えが示されたところでございます。

○**清水貴之君** で、そのさなかなんですけど、今度はロシア側が、北方領土問題ですけども、日本とロシアとの平和条約交渉、これを打ち切るということを発表いたしました。確かに、こういった今状況ですからこれまでどおり順調にこの交渉が進んでいくとはこれはなかなか思えないところはあるんですけども、とはいへ、相手国から一方的にこういった通告を受けるというのは、まあ言葉は悪いですが、気分のいいものではないなというふうに感じます。そうすると、やはり今後の外交戦略の練り直しなどもこれしていかなければいけないんじゃないかと思えますけれども、現在、政府としてはどのように考えているでしょうか。

○**国務大臣(林芳正君)** まず、ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をいたします。

で、今回の事態でございますが、これは全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものでありまして、それにもかかわらず、日本側に責任を転嫁しようとする今般の今御指摘の

あつたロシア側の対応、これは極めて不当でありまして、断じて受け入れられず、強く抗議をいたすところでございます。

昨二十二日でございますが、こうした日本政府の立場をロシア側に伝達をいたしまして、強く抗議をしたところでございます。

今般のウクライナ侵略について、我が国としては、国際秩序の根幹を守り抜くために、国際社会と結束して引き続き毅然と行動していく考えでございます。

○**清水貴之君** そして、ここで考えなければいけないのが、島民、元島民の皆様方への対応といいますが、お気持ちだというふうに思っています。これまで長い年月を掛けてやつとここに来て、

ビザなし交流だ、自由訪問だ、墓参、お墓参りができるようになったりとかですね、交流を深めていって、その先には、やはり自分たちが生まれ育った場所が返ってくるというその願いを込めてこういう活動をされてこられているわけですね。交流は、コロナでここ二年ぐらいは止まってしまっていたところがありますが、やつとここに来てまた再開できるんじゃないかと思っていた矢先のこういったロシア側の対応。元島民の皆様、大

体平均年齢も八十歳台半ばぐらいになられるということですから、もうなかなか、率直に申して時間が限られている中で、こういった島民の皆様

の気持ちにも寄り添って対応していかなければいけないというふうに思えますけれども、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○**国務大臣(林芳正君)** 日本政府といたしまして、領土問題を解決して平和条約を締結すると、この対ロシア外交の基本方針は不変であるわけでございます。

そして、私もこの間、テレビでこの元島民の皆様のインタビュー拝見して、本当に胸が締め付けられるような思いでございました。御高齢に、今お話のありました御高齢になられた元島民の方々の思い、これ何とか応えたいという考えに変わりはないわけでございますが、現

在、この平和条約締結、また北方墓参の実現に向けた今後の対応について、この時点で申し上げるべき状況にはないというふうに考えております。

○**清水貴之君** そして、ロシア側もいろいろと日本に対する対抗措置をとってきている中で、この平和条約交渉の打ち切り発表前には、これロシア政府がクリル諸島に進出する企業を税制優遇する

と、こういった法案に署名をしたと、こういった報道も入ってきています。これに対して日本政府としては遺憾の意を表したということではあります。こういった混乱している状況で、そうやってどんどんある意味既成事実をつくろうとしているというの、これも見過ごすわけにはいかなないなというふうに感じています。

今後、どれぐらいの企業がこの制度によってロシア側から北方領土などを含むところに進出していくかわかりませんが、かなり厳しい措置を日本側としてもとっていく必要があるのではないかと、遺憾と言うだけでとどまらず、具体的に

もつと対応するべきではないかとも感じますが、いかがでしょうか。

○**国務大臣(林芳正君)** ロシア法令に基づくことを前提として北方四島を含む地域の経済開発に関する特惠制度、これを導入すること、そして、日本企業及び第三国企業にそのような経済開発への関与、これを広く呼びかけることは、北方四島に関する日本の立場と相入れないと考えております。

こうした日本側の立場につきまして、これまでロシア側に累次申し入れてきている中で、今般ロシア側がこうした制度の導入に踏み切ったということは大変遺憾であり、三月九日、在ロシア大使館参事官からロシア外務省第三アジア局日本部長に對しまして、改めて我が国の立場を申し入れたところでございます。

そして、今、清水委員からお話がありました日本企業や第三国企業が北方四島においてロシアの管轄権を前提としたかのような各種活動、これに従事するということは、北方四島に関する我が国

の立場と相入れないわけでございます。これまでも、北方四島における第三国等の企業の活動、これ確認される場合には、その都度、このような日本側の立場について当該企業に対して申し入れてきておりまして、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

○清水貴之君 是非よろしくお願いいたします。続いて、ロシアと取引をする企業、これ日本にもたくさんあるわけですが、こういった企業に対する対策を聞かせていただきたいと思えます。経済産業省さんだと思ふんですけども。

対策というのは、なかなか経営的に厳しくなっている企業も出てくるんじゃないかというような話です。ロシアから、こういう状況ですから輸入が減る、禁止されるということで、止まるということで、業績が悪化する企業も出てくるのではないかと、いうふうに思えます。特に水産物などは、もう輸入額はロシアは世界三位です。一千三百八十一億円、日本は毎年輸入をしています。ほかに、例えば木材なども、ロシア材のシェアは一割程度とされまして、額にしたら非常に大きいわけですね。

こういったのがなかなか入ってこなくなつて、我々も、水産物などで新聞記事など見えていますと、なかなか回転ずしが困っていると記事が出て、我々がなかなか食べにくくなつて困るぐらいでしたらこういった状況ですからそれはもう我慢して乗り越えてなんですが、こういったコロナの状況も続いている中で、そういった飲食店もそうだし、卸の会社とか輸入会社とかこういったところもずっと疲弊してきている中で、こういう状況になるとそういった企業対策というのがあります必要になつてくるのではないかと思います、これについて、経産省、お願いします。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今回のロシアに対する経済制裁に伴いまして様々な影響があるということが想定されるわけでございます。

特定の業種ということでなく、中小企業庁でやっております広く一般的に中小企業対策でございしますが、対策の一つ目として、相談窓口の設置をしております。ジェットロでございしますとか、日本貿易保険、NEXI、それから政府系金融機関、中小企業団体、こういったところに窓口を設置しております、これまでも、資金繰りの関係でございしますとか、いろんな原材料などの輸入への影響があるといったような声が寄せられているところでございます。

二つ目はその資金繰りでございまして、日本公庫によるセーフティーネット貸付けの金利の引下げでございしますとか要件緩和でございしますとか、こういったことを行っているところでございします。

三点目は価格転嫁でございまして、原油価格高騰などの影響を受ける下請企業がコスト上昇分を適切に価格転嫁ができる環境を整備するという観点から、下請Gメンによるヒアリング、あるいは業界団体を通じて価格転嫁についても配慮することを親事業者に対して要請なども行っております。それから、中小企業に限った話ではございせんが、燃料油の急激な価格高騰を抑えるための元売事業者に対する支給額の上限、五円を二十五円に引上げと、こういったようなことも行っております。

引き続き、今後の事態の推移を注視しつつ、事業者支援に万全を期してまいりたいと考えております。

○清水貴之君 同じように、輸入だけじゃなくて、輸出するとかロシア国内で商売しているそういった企業も、まあ輸出の禁止だとか、例えばロシアの航空機リースしている会社、もう返してもらえないんじゃないかと、こんな話もありますので、いろいろ注視していく必要がおっしゃるとおりあるんじゃないかというふうに思っています。

続いて、避難民、日本への避難民の受入れなんです、これは先週の委嘱審査の際もお聞きをし

たんですが、一週間少したちまして日本政府としても少しずつ門戸を広げていっているといえますが、非常に寛大に受け入れようという、いろいろな制度を緩和していつてという動きが見られますので、再度、今の状況など教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) このウクライナ避難民の我が国への受入れを進めるため、先週十八日でございしますが、官房長官の下で、ウクライナ避難民対策連絡調整会議、これを開催いたしました。ウクライナから避難を余儀なくされて日本への避難を希望するウクライナの方々について、同日以降はいつでも受け入れて、政府一体となり、国民の理解を得ながら必要な支援を行っていくと、こういうことを確認をしたところでございます。

今後、この新たに設置をされました関係省庁によるタスクフォースにおきまして、連絡調整会議の場で確認された支援、この運用の在り方を議論、調整していくこととしております。ウクライナ情勢や避難民の方々のニーズ、これを踏まえながら必要な支援を迅速かつ的確に行うことができるように対応してまいりたいと思っております。

外務省としては、円滑な査証発給に加えて、周辺国において、訪日希望者からの照会対応や連絡調整、こういった訪日に向けた支援や、国内関係機関への情報提供、訪日希望者へのフィードバック、こういうことを行つて関係省庁と協力をしてまいります。

現在まで避難を目的として本邦に入国された方は、総理がウクライナ避難民の受入れを表明された三月二日以降でございしますが、三月二十一日までで百六十人になつておるところでございします。

○清水貴之君 外務省さんが、受入れ、入国しやすい環境を整えて、その後、入つてこられた後どういった処遇をしていくかということで、もうこれ、様々な分野にこれもう及んでいるんだと思います。宿泊先どうする、食事どうするとか、日本語、長期滞在される、仕事されるならそういった訓練とか日本語の手当てどうするとか、様々な処

遇、必要だというふうに思っています。

こういったことを詰めるために関係省庁集めた組織横断型の会議で具体策を詰めていくという話なんです、これはやはり時間掛けていてはなかなか良くないというふうに思います。これスピード感を持ってやっていただきたいというのと、これもう時間がありません、もう最後に一緒に聞かせていただきますが、こういったことをしっかりと日本でも整えた上で、ウクライナと距離がありますのでなかなか日本に来るのを希望される方はそれほど多いんじゃないかなというような話もありますけれども、でも、日本としてはしっかりと皆さんを支えていきますよということを示していくのは、これは国際的にプレッスを高めていく上でも大事なかなと。例えばチャーター機みたいなものを飛ばしてまで日本に来てもらうようなことも考えるとか、いろいろやり方はあるというふうに思います。

この辺りも対応しっかりとお願いしたいと思えますが、これ最後の質問にさせていただきます。

○政府参考人(徳田修一君) お答え申し上げます。

先ほど大臣からの御答弁ございましたとおり、関係省庁から成る、ヘッドは内閣官房副長官補でございしますけれども、関係省庁が一体となつて日本の支援策を議論、調整していく体制を整えているところでございます。

ウクライナ情勢あるいは避難民の方々のニーズを踏まえ、必要な支援を迅速かつ的確に行うことができるようスピード感を持つて対応できるように取り組んでまいりたいと思ひますし、今委員からお話のございました様々な選択肢、支援の選択肢あるうかと思ひますので、あらかじめ予断することなく最も適切な方法を関係省庁と一体となつて検討してまいりたいと考えております。

○清水貴之君 以上で終わります。ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。まず初めに、昨日三月二十二日付けの新聞報道

で、ロシア外務省は日本との北方領土問題を含む平和条約交渉について継続する意思はないとする声明を発表したと報じていますけれども、これはこれまで取り交わしてきた日口間の約束に反するものではありませんか。外務大臣に伺います。

○国務大臣(林芳正君) ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をいたします。

今回の事態、これは全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それにもかかわらず、日本側に責任を転嫁しようとする今般のロシア側の対応、極めて不当であり、断じて受け入れられず、強く抗議をするところでございます。昨二十二日、こうした日本政府の立場をロシア側に伝達し、強く抗議をしたところでございます。

今般のウクライナ侵略について、我が国としては、国際秩序の根幹を守り抜くため、国際社会と結束して引き続き毅然と行動していくと考えております。

○紙智子君 我が党は、日口領土問題については、領土不拡大の原則に反して秘密協定を結んできた不正を正して、戦後処理の原則に立つて、国際的な道理に基づいて外交をするべきだと、展開するべきだということを繰り返してこれまで言っていました。

ところで、安倍元総理の進めた新しいアプローチと称するこの日口の外交というのは、今般のウクライナの侵略によつて抜本的な見直しが求められているのではないのでしょうか。これは、林外務大臣と西銘北方担当大臣にお聞きします。

○国務大臣(林芳正君) ロシアとは、平和条約締結問題を含む政治、経済、文化など幅広い分野で日口関係全体を国益に資するよう発展させるべく、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下で、これまで粘り強く交渉を進めてきたところでございます。

しかしながら、今回のロシアによるウクライナ侵略に対しては、G7始め国際社会と結束して毅然と行動する必要があると考えております。日本政府として領土問題を解決して平和条約を締結すると、この対口外交の基本方針は不変であります。その上で、対口関係の展望につきましてはこの時点で申し上げるべき状況にはないと考えております。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 総理も外務大臣も繰り返し述べられているとおり、今般のウクライナ侵略につきましては、我が国としては、国際秩序の根幹を守り抜くため、国際社会と結束して引き続き毅然と行動していくと考えております。

○紙智子君 新しいアプローチというのは、安倍元総理が、戦後の領土交渉は一ミリも進まなかったといつて、二〇一六年の五月にロシア南部のソチでプーチン大統領と会談をし、北方領土問題を含む平和条約交渉を進める方針ということで確認をしたわけですね。今までの発想にはとらわれないんだと、新しいアプローチで交渉を進めると、今までの停滞を打破する、突破口を開く手応えを得ることができたんだと。プーチン大統領も同じ認識だと成果を強調しました。

同年の十二月には山口県でプーチン大統領と首脳会談を行つて、北方四島における共同経済活動に関する協議を開始するということが平和条約の締結に向けた重要な一歩になるんだというふうに言われたんですね。相互の理解に達したというふうにも言われました。

そこで、質問なんですけれども、共同経済活動で何か成果があつているのでしょうか、あるのでしょうか。北海道の北方隣接地域の経済は発展しているのでしょうか。担当大臣にお聞きします。

○政府参考人(徳田修一君) お答え申し上げます。北方四島をめぐる共同経済活動につきまして、これまでロシアとの間で、日口双方の法的立場を害することなくという大前提の下に様々な協

議を重ねてきたところでございます。

例えば、具体的には、北方四島への観光パイロットツアー、あるいはごみ処理専門家の交流、こういったことが実現してきているところでございますけれども、今この状況で、平和条約交渉もそうですけれども、共同経済活動につきまして、その展望については現時点では申し上げる状況にはないと言わざるを得ないということだと思ひます。

○紙智子君 まあ、ごみの減容の対策とか、ツアーだとか、観光の問題とかいろいろ言われるんですが、私、何回も今までもレクチャーでどう進んでいるのかと聞くんですけど、なかなかはっきりしないというふうに通つていて、やっぱり、隣接地域の人たちに聞くと、何をやっていいのか見えないという話をよく出されます。

それで、共同経済活動というのは、両国の法的立場を害さないと、ここ重要ですよ。害さないという下で行うというふうにされてきたわけですね。しかしながら、ロシア側は、これはロシアの主権の下で行われるんだと繰り返し表明してきました。

プーチン大統領は、ロシアに領土問題は存在しないというふうに通つていてるわけです。そして、二〇二〇年には、領土割譲禁止ということを明記したロシアの憲法の改正もやったわけですね。今年に入つて、三月九日には、ロシアで経済特区法が成立をしたと。進出する日本も含めた内外の企業に対してこれ二十年間にわたつて税の優遇措置を適用するというものですよ。

現実にはこうやつて北方四島でロシアの実効支配がますます進んでいるんじゃないのかと、そういう認識は、外務大臣、おありでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この北方四島につきましては、我が国が主権を有する島々でありまして、我が国固有の領土でございます。ロシア憲法の改正を始めとするロシア側の一方的措置により、こうした北方四島の法的地位、これが変わるものではないというふうに通つております。

○紙智子君 実効支配が進んでいるという認識はありますか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、法的地位が変わるものではないと、こういうふうに通つております。

また、この実効支配について、我々としてのこの評価、これを申し上げるのは差し控えていただきたいと思います。

○紙智子君 私は、この共同経済活動は領土交渉を前に進めるものにはなっていないと思うんですよ。ロシアのウクライナの侵略を受けて、今回ロシアは、ロシア側がですね、継続しないというふうに通つていてるわけですね。

共同経済活動、そういう中で、中止すべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) 我々として、領土問題を解決して平和条約を締結するという対口外交の基本方針、これは不変でございます。

その上で、この今お尋ねがありました共同経済活動、これに対する今後の対応につきましてはこの時点で申し上げるべき状況にはないというふうに通つております。

○紙智子君 新しいアプローチの名で進めてきた領土交渉というのは、一ミリでも進めるどころか、ロシアの実効支配が進んでむしろ後退していると思うんです。今回のプーチン大統領の発言によつて、これ事実上破綻していると思うんですね。ですから、この外交路線というのは抜本的に見直すべきだと、改めるべきだということを申し上げておきたいと思ひます。

ロシアへの経済制裁などについてお聞きします。日口の経済協力、政府の事業は八項目の協力プランについて当面見合わせるとしながら、民間企業への支援はその都度判断ということなんですよ。しかし、マスコミが書いていますよね、欧米企業は早々に事業を撤退、停止したけれども、日本企業の動きは鈍いと、そして、企業は経済戦略の見直しをすべきじゃないかという見出しで書

いています。

日本政府の姿勢がこの企業の決断を遅らせているんじゃないでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 現下のこのウクライナ情勢を踏まえ、我が国としても、もはやロシアとの関係で新たな経済分野の協力、これを進めていく状況にはなく、八項目の協力プランも含めまして、ロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については当面見合わせることを基本に、国際的な議論も踏まえて、エネルギー安定供給、また人道上の配慮に留意しつつ対応してまいる所存でございます。

他方、今後のウクライナ情勢や国際的議論の展望、これを正確に見通すことは困難でありまして、これら事業を具体的にどう取り扱うべきか、これにつきましては、今後の状況を踏まえて政府として適切に判断をしてまいりたいと考えております。

○紙智子君 サハリン2はシェルが撤退をしたとして、E.Uも二七年までに撤退を表明しているわけですが、日本も直ちに撤退すべきだと思うんですが、直ちにといふふうに言えないのであれば、せめて撤退の時期ぐらいは明確にするべきではないんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 我が国としては、これまで一貫して、エネルギーの安定供給と安全保障、これを最大限守るべき国益の一つとして、G7を始めとした国際社会と協調しながら適切に対応していくことを方針として述べてきたところでございます。

三月十一日に発表されましたG7首脳声明では、秩序立った形で、世界が持続可能な代替供給のための時間を確保しつつ、ロシアのエネルギーへの依存を削減するため更なる取組を進めていくことで一致をしたところでございます。

今お話のありましたサハリン2につきましても、このG7首脳声明の方針に沿って、我が国のエネルギーの安定供給等の観点を十分考慮しつつ、経済産業省とも連携し、適切な対応を考えて

まいりたいと考えております。

○紙智子君 サハリン2の今後のことも今ちょっと述べられましたけど、私、民間企業だったら普通はリスク分散ということは考えているというふうに思うし、それくらいの力を日本の企業というのは持つていっているというふうに思います。

二〇一四年のクリミア半島の併合のときにも、E.Uが対ロシア経済制裁を行っていた下で日本がロシアとの経済協力を進めていて、このときも我が党は、それでは国際的なロシアへの経済制裁の取組を壊すことになりかねないというふうに批判したんですけど、結局そのままし続けて、北方領土の問題も、実効支配が更に強まったということを見るならば断固とした態度を示すべきだということを変えて申し上げておきたいと思えます。

それから、ビザなし交流についてもお聞きします。二月の七日の北方領土返還要求大会のときに、これオンラインで参加をして発言する予定だった千島歯舞諸島居住者連盟の根室支部長の宮谷内亮一さんが亡くなりました。七十九歳だったんですね。元島民の平均年齢が八十六歳と。元島民が生きている間に解決してほしいということを私たち何度も訴えられてきたんですよ。ですから、元島民の皆さんはじくじたる思いだと思うんです。今回の事態を受けて、もう言葉が出ないとか落胆されている人もあるし、でも諦めるわけにはいかないんだという話もあるわけで、是非、この問題、足を運んで今の状況を島民の皆さんに説明をしながら励ましていただきたいと思えますけれども、西銘担当大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 私も全国大会に参加をしておりまして。島民の方々の思いは本心に重たいものがあります。

高齢となられた元島民の方々、平均年齢八十七歳と承知しておりますが、その思いに何とかお応えしたいという強い思いはありますが、この二年間、コロナ禍でビザなし交流等が途絶えてしまつて、やつと何らかできるんじゃないかという

思いのときのウクライナ侵略であります。現時点でこの状況に鑑みると、当事業の具体的な展望については申し上げる状況にはないと考えております。

なお、私自身の隣接地域、一市四町への隣接地域への訪問につきましては、現時点で申し上げられないんですが、状況を見極めた上で適切に判断してまいりたいと考えております。

○紙智子君 難しい状況であることはよく分かりますけれども、やっぱり行つて、ちゃんと丁寧に説明して聞いてあげてやっぱり励ましていただきたいと思うんですよ。

それから次に、日口の漁業交渉についてお聞きします。現在、交渉はどうなっているのか、水産庁に簡単に説明をお願いします。

○政府参考人(藤田仁司君) お答えいたします。まず、我が国とロシアとの間の漁業交渉につきましては、三つの政府間協定と一つの民間協定に基づきまして四つの交渉が行われてございます。このうち、日口地先沖合漁業交渉及び北方四島周辺水域枠組み協定に基づく交渉につきましては、昨年十二月に本年の操業条件等についてロシア側と一致しているということでございます。また、日口のサケ・マスの漁業交渉、これにつきましては、本年四月からの漁期に向けて、現在、関係省庁と連携しつつ日程を調整しているところでございます。

民間協定に基づいて行われます貝殻島昆布交渉につきましては、本年六月からの漁期に向けて現在日程を調整しているところと承知してございます。

○紙智子君 まだ交渉には入れていないということだと思ふんですよ。終わつたものも、実際に出来るかどうかというのは分からない状態だと思うんですよ。

水産庁によると、政府間交渉というのは、一九一年に旧ソ連が崩壊したときも含めて、一度も中止されたことがないというふうに聞いています。出漁できなければ、漁業者だけではなくて、

関連する加工や、缶詰とか箱詰めとかですが、運送関係ですね、関連業全てに影響が出るし、隣接地域全体にも影響が出る。

これ、どれぐらいの損失になるのか、つかんではないでしょうか。

○政府参考人(藤田仁司君) ちょっと流通業のところまでは正確に把握してございませんけれども、現時点では、民間協定を含みます四つの交渉全体で、二〇二一年におきまして、これ、漁獲量だけですけれども、約五千トン程度の水揚げがございます。水揚げ金額として把握しておりますのは、北方四島周辺水域操業枠組み協定に基づく操業では約二億円、貝殻島昆布協定に基づく操業では約三億円の水揚げが承知しているということでございまして、こういったものを、影響をしっかりと丁寧に把握していくということが重要だと考えてございます。

○紙智子君 ちょっと、流通関係把握できていないから、水揚げだけでも五億円これはもうなくなつてしまふということになるわけですよ。ね。もつと全体に大きな影響を考えれば、もつと大きな損失が出てくることになると思うんですよ。地域経済がこれ冷え込むことは避けられなくなる。出漁できたとしても拿捕されるかもしれないという不安もあるわけで、そういう場合にどういう支援ができるのか。

私、国内対策をちゃんと準備しておく必要があると思うんですけども、これ、水産庁と担当大臣、一言ずつお願いします。

○政府参考人(藤田仁司君) 今申し上げましたように、交渉自体につきましては、現在関係者と連携して日程調整を行っているという状況でございますので、現時点でその影響について明確に見通すということは難しゅうございますけれども、影響が生じる場合にはその状況をしっかりと丁寧に把握して、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 水産業に関する対応につきましては農林水産省の所掌でありまして、

内閣府としましては、今回の事案が与える影響を注視してまいりたいと考えております。現地を訪ねる機会がありましたら、その辺の情報は農水省と連携したいと思っております。

○紙智子君 やっぱり北方地域の隣接地域含めて、やっぱり、心配しなくても大丈夫だよと、こういう対応策を、水産も含めて、経済支えていくということでは是非出していただきたい、そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(青木一彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、竹内功君及び小川克巳君が委員を辞任され、その補欠として佐藤正久君及びこやり隆史君が選任されました。

○伊波洋一君 ハイサイ、沖縄の風の伊波洋一です。

西銘大臣は所信表明で、「強い沖縄経済を実現する」とおっしゃいました。「強い沖縄経済」とは今までの沖縄振興策とどのように違うのでしょうか。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 沖縄の復帰以降これまで様々な振興策を講じてきた結果、県民の努力もあり、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなどの成果が見られたところであります。しかしながら、全国最下位の一人当たりの県民所得や労働生産性の低さなどが課題として残っております。また、コロナ禍によって沖縄経済全般に非常に大きな影響が生じたところであります。

強い沖縄経済の実現に向けましては、内閣府が取りまとめた政策パッケージにおいては、法律の延長のほか、沖縄振興予算や税制上の措置、そして政策金融など各般の政策手段も最大限に活用しながら、強い沖縄経済の実現に向けて取り組むこととしております。

その一環として、四つの重点検討分野を設けて具体的な戦略を取りまとめることとしております。

す。現在ヒアリング等々も進めておりますが、このように現在進めている強い沖縄経済の実現に向けた検討は、沖縄振興全般にわたる分野のうち四つの重点検討分野、四つの分野というのは、観光・リゾート、農水産業・加工品、ＩＴ関連産業、そして科学技術・産学連携という四つの分野であります。域外の競争力の強化や生産性の向上等を図り、強い沖縄経済を構築するための方策等を五月頃をめどに国として取りまとめていくことを想定しております。

沖縄振興全般の中で四つの検討分野、重点的に絞ってヒアリングを進めているところであります。

○伊波洋一君 是非、今までとは違う新しい沖縄振興を実現していきたいでしょう。さらに、沖縄が足りないもの、それから沖縄が求めるものを是非実現をさせていただきたいと思っております。

沖縄県における鉄軌道の整備について伺います。

鉄軌道は、沖縄の県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、県民や観光客の利便性の向上に加えて、二〇五〇年カーボンニュートラルの取組と連動した脱炭素化に貢献することが期待されます。昨日の予算委員会の締めくくり総括質疑では、白眞勲議員のローカル鉄道の経営悪化問題についての質問に、国交大臣は、鉄道には、医療、教育、福祉など他分野に与える波及効果、いわゆるクロスセクター効果があると答弁しました。また、鉄道は要らないという省庁はあるかとの問いにも、全ての大臣が鉄道は必要だと答え、岸田総理も、鉄道というものは、医療、教育、福祉を始め様々な分野に効果、影響をもたらすものであると認識をしております。鉄道の役割や、そして鉄道の重要性、これからの未来に向けてどういった存在であるべきなのかといった前向きな議論を期待していると確認をしております。

今回、沖縄振興特別措置法改正案の衆議院での附帯決議では、鉄軌道を含む新たな交通システムの導入に向け、全国新幹線鉄道整備法を参考として

た特例制度についても調査及び検討を行うことが政府に求められています。政府として沖縄県内の鉄軌道の整備についてどのように取り組むのか伺います。

○政府参考人(望月明雄君) お答え申し上げます。

沖縄における鉄軌道等の導入につきましては、これまでの内閣府による調査におきまして、事業効率性を評価する費用便益比、いわゆるＢバイＣでございますが、これが一を下回っているほか、開業後四十年間の累積損益が黒字転換しておらず、事業採算性が確保されていないなどの課題が明らかになっており、直ちに事業化を決定する段階にはないというふうに認識しているところでございます。

他方、沖縄本島北部が世界自然遺産に登録されたほか、北部テーマパークの開業も予定されるなど、需要の増加につながる動きが見られることを踏まえまして、鉄軌道のＢバイＣへの影響などについて引き続き調査を行う必要があると考えているところでございます。

また、昨年の八月に内閣府として公表いたしました新たな沖縄振興策の検討の基本方向についてにおいてはお示ししておりますが、バス専用レーンの活用など既存の公共交通との関係とか、また、町づくりとの連携などについても留意する必要があると考えております。

こうした点も含めまして、調査を行いながら、鉄軌道等の整備の在り方について引き続き検討をしてまいりたいと思っております。その際には、今後の調査検討に当たり、三月九日にいただきました衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会の附帯決議を踏まえて対応をしてみたいというふう

に考えているところでございます。

○伊波洋一君 沖縄県では、駅やレールなどのインフラを公共が整備、保有し、運行会社が運行のみを行う、公設民営型の上下分離方式を特例制度として求めています。県は、このような公設民営型の上下分離方式を採用すれば開業数年後にも単

年度で黒字化が可能になると試算をしています。

全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度についてはどのように取り組むのでしょうか。鉄道事業の採算性の問題である全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度は、検討する余地があるという理解でよいでしょうか。

○政府参考人(望月明雄君) お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたが、まず、ＢバイＣの課題等がございます。一方で、自然遺産登録とか新たなテーマパークとか、そういったプラスの要素ですね、そういったものも出てきているというふうな状況でございます。

そういったことを踏まえまして今後も調査検討をしてまいりたいと。その際には、今回の衆議院での附帯決議、これを踏まえましてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

その中の、附帯決議の中で、委員御指摘の全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の調査検討についても触れられておりますので、新たな鉄軌道の整備の在り方について今後検討していく中で考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○伊波洋一君 沖縄県では、配付資料の一ページ、二ページにあるように、さきの大戦で県内で運行されていた鉄道路線である軽便鉄道が破壊され、その後も再建されないまま、国内で唯一鉄軌道を持たない県となっております。

鉄軌道の整備は県民の悲願だということは大臣もよく御存じのことだと思えます。沖縄担当大臣として、鉄軌道整備の必要性についてどのような見解か、お答えください。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 沖縄における鉄軌道の導入につきましては、県民、観光客の移動の利便性向上や交通渋滞の緩和など様々な効果が考えられるところであります。その意義は私も理解をしております。昨日のクロスセクター効果も目の前で見えておりました。

しかしながら、内閣府による鉄軌道の導入調査

においては、事業効率性を評価するＢバイＣが一を下回っているほか、開業後四十年間の累積損益の見通しが黒字転換しておらず、事業の採算性が確保されていないなどの課題が存在しております。

直ちに事業化を決定する段階にはないと考えておりますが、世界自然遺産登録やあるいは環境問題等を考えてこの辺のところがクリアできるのではないかなと、できたらいいなという思いで見守っております。

私の考えは以上です。

○伊波洋一君 ハワイでも、事業の費用便益分析や採算性に議論がある中で、計画から二十年近く経過した本年にも、初の高速鉄道、ホノルル・レール・トランジットが開通する予定です。住民や観光客の利便性向上、渋滞解消だけでなく、環境へ配慮が観光地としてのイメージ向上につながることに、不動産価格の上昇も期待されています。ハワイはアフターコロナに間に合わせる形で国際観光地としての地位を高めています。

現行法の沖縄振興特措法には、鉄軌道の整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるとの規定が盛り込まれています。今回新たに提出された特措法改正案には、沖縄県が求めてきた鉄軌道の整備の検討ではなく、現行法と同様に、整備に向けた調査及び検討という文言が繰り返されたことは残念でなりません。

国交省に伺いますが、調査において主要な内容となつてはいる費用便益分析、いわゆるＢバイＣの分析とはどのようなものでしょうか。

○政府参考人（石原大君） お答え申し上げます。

費用便益分析と申しますのは、貨幣換算の手法が比較的確立されておりますこの効果を対象に便益を計算した上で、費用便益比、いわゆるＢバイＣ等の指標により、社会的な視点からの事業効率性を評価、分析するものでございます。このＢバイＣの数値が大きいほど社会的に見て効率的な事業と評価することができ、新規事業採択時評価を始めとした公共事業評価において活用され

ているところでございます。

○伊波洋一君 新規の鉄軌道の整備にＢバイＣ分析が求められるようになったのはいつからでしょうか。

○政府参考人（石原大君） お答え申し上げます。

鉄道の新線整備に係る費用便益分析につきましては、平成十年三月に策定されました鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル九七というものがございます。これより適用を開始しているところでございます。

○伊波洋一君 現行沖振法の下で、調査の結果はどのようなものでしょうか。

○政府参考人（望月明雄君） お答え申し上げます。

内閣府におきましては、平成二十二年度から、沖縄における鉄軌道を始めとする新たな公共交通システムの導入可能性について調査を開始いたしました。また、平成二十四年度以降は、沖縄振興特別措置法の規定に基づきまして、その導入に当たつての課題などについて調査を行つてきたところでございます。

一連の調査におきましては、沖縄県が沖縄二十世紀ビジョン等で示している鉄軌道整備の構想のほか、地形、人口集積の状況、将来想定される道路網や都市開発事業、社会情勢の変化など、様々な要素を勘案し、鉄軌道等を導入するとした場合におけるルートや高架、高い方の高架ですね、とかトンネルなどの構造形式などについて多数のケースを想定してきたところでございます。

また、そのほかにも、最新の需要動向を踏まえた需要予測の精緻化、需要の少ない区間の単線化、また小型車両の導入など様々なコスト削減方策についても検討してきたところでございます。

こうした検討の結果、事業の社会的な、済みません、効率性を示すＢバイＣの方は、調査開始当初、これは平成二十三年でございまして、〇・三九でありましたけれども、昨年度、令和二年度の調査におきましては〇・七三という数値にまで上昇しているところでございます。

以上でございます。

○伊波洋一君 現行法の下でのＢバイＣ分析において、便益として、地価の上昇など駅周辺の活性化、商業施設の新規立地、観光客の増加、企業立地の促進とそれによる雇用の増加、定住人口の増加などについて国交省のものは考慮されているものでしょうか。

○政府参考人（石原大君） 今御指摘の費用便益分析でございますけど、この便益の算定の仕方でございますけれども、この便益につきましては、利用者便益、供給者便益、それから環境等改善便益と、こういうものを個別に計測して合算するということを基本にしてございます。

このうち、供給者便益というのは、供給者、すなわち鉄道事業者に帰属する便益として将来獲得する営業収入と営業支出を予測して、その差によつて算出した値を、これを指すものでございまして、御指摘のありました観光客の増加ですとか、企業立地の促進とそれによる雇用の増加、定住人口の増加と、こういった要素については、この鉄道事業者に帰属する便益、供給者便益を計測する際の要素として考慮されているところでございます。

○伊波洋一君 確認ですが、鉄道事業法では、事業の許可に当たつて、費用便益分析、ＢバイＣの分析は求めているというところで間違いありませんか。

○委員長（青木一彦君） 石原審議官、申合せの時間が参りましたので、審議をおまとめください。

○政府参考人（石原大君） はい。

お答え申し上げます。

鉄道事業の許可申請があつた場合には、申請内容が鉄道事業法五条に基づく基準に適合するか否かで審査の上で許可を行うこととなりますけれども、委員御指摘の費用対効果につきましては、この許可基準には含まれていないところでございます。

○伊波洋一君 時間来ましたので、引き続き、次回に質問を延ばしますけれども、内閣府からはＢ

バイＣ分析は定量的な客観的な調査であると、この間繰り返して説明をいただいています。しかし、沖縄県は現在鉄道がない唯一の県です。そのことについての、次回、是非御理解いただきたい、このように思っております。

以上です。

○ながえ孝子君 碧水会のながえ孝子です。

前回に続きまして、沖縄の子供の貧困問題について西銘大臣にお聞きをしたいと思います。

沖縄の県民意識調査の中で、最も優先されるべき問題としてこの子供の貧困対策が挙げられています。

早速ですが、大臣、今後のこの問題の解決の方向性といましようか、どのようにしていこうとお考えでしょうか。

○国務大臣（西銘恒三郎君） 沖縄の子供の貧困の実態につきましては、一人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率などの指標を見ても全国ワーストのものが多いなど、全国と比較して深刻な状況であると認識をしております。また、ながえ議員御指摘のとおり、平成三十年度の県民意識調査の結果を見ても、県民の実際の声として、沖縄の子供の貧困対策は重要な課題と認識されているところであります。

内閣府としましては、そもその貧困の原因である県民所得の向上とともに、ライフステージに応じた子供の貧困への支援の充実を同時並行的に進めていくことを通じて、引き続き沖縄の子供の貧困対策にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

まず、県民所得の改善のためには、各種産業の高付加価値化及びそれを支える人材育成など、労働生産性の向上や産業の高度化等を図ることが重要だと認識をしております。

また、沖縄の子供への支援に関しましては、内閣府において、沖縄独自の追加支援として、沖縄子供の貧困緊急対策事業により子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所の運営支援などを行つてきているところであります。令和四年度におき

ましても、予算を増額しまして約十六億円を計上するなど、引き続き施策の充実に努めているところであります。

内閣府としましては、これらの取組の成果も踏まえつつ、沖縄県や県内市町村と連携しながら、沖縄の子供の貧困対策の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○ながえ孝子君 大臣おっしゃるように、この問題の解決には、原因療法に当たります沖縄全体の産業振興といえるでしょうか、この底上げも大事でありますし、対症療法に当たります現在の子供の生活のサポートというのも大変重要だと思っております。

去年、沖縄県は、沖縄県子供の貧困緊急対策です、これに関する最終報告書を提出いたしました。四十一項目のうち三十七項目が達成、改善されたという報告ですから、ああ、よく頑張ったなというふうに私拝見したんですけれども、達成できなかった四項目の中でも、例えば困窮世帯の割合目標値二〇％、これは達成できなかったただけれども、しっかりと子供の居場所づくりを進めていく中で、居場所支援員、指導員をきちんと配置をいたしますと、子供の問題に対処しようとするとも必ず家族の問題が付いてきますよね。どうしても切り離せない。そういう意味で、保護者をサポートする体制がこのことによつて大変進んだ、改善されたというふうな報告が上がっております、やっぱり対症療法もしっかりやっていくと原因療法にもつながっていくんだ、いろんな連携が進んだ、いい取組だなというふうに拝見しております。というふうに、子供の居場所づくり、大変重要だと思っております。

この問題については、沖縄振興審議会でもこれからの課題として挙げていらっしゃいますよね。一つは、やっぱり普通の居場所ではなかなか対応し切れない手厚いやっぱサポートが必要なケースが増えたということ、若年の妊産婦、おおむね十八歳以下の妊産婦へのサポートというのが重要であると課題として挙げられております

で、これもしっかりと、これを受けて、一つは、食事や生活支援とかキャリア形成ですね、こういった専門的な支援を行って進学あるいは就職など自立に向けた総合的な支援を行うという大変重要な役割を果たす拠点型の居場所整備事業、これを行っていくという方向性、それから、若年妊産婦に対しては、従来型の居場所だけではなくて、しっかりと、妊娠や出産、育児に関する相談や指導、それから家計管理に関する助言、それから就労のための支援、安定した生活を営むための自立に向けた支援を行う若年妊産婦の居場所の整備、これを行っていくという方向性で進められていると伺っております。これも大変いい取組だなというふうには思っております。

この拠点型子供の居場所運営事業、これは沖縄県が主体となって取り組まれておりますけど、まだ県下で十三か所と伺っております。ちよつと認識が違っていたらまた教えていただきたいんですけれども、それから、若年妊産婦の居場所というのは、県下では五か所ということですからまだまだこれからだなというふうには思っています。だから、こういった全体の底上げが必要な状況では沖縄県のリーダーシップが大変重要と思っております。沖縄県のリリーダシップが大変重要と思っております。大臣の御所見はいかがでしようか。そうなりますと、あわせて、沖縄県として裁量度の高い財源確保、これ子供たちのためには大変必要だし重要だと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣（西銘恒三郎君） 私も、子供の居場所の問題あるいは若年妊産婦の問題等々、委員の方から指摘を受けております。若年妊産婦の場所は今なかなか公表されておられません、私も機会があったら現場を訪ねて、まだ政府の支援が入っていないんですけれども、二年間の実績があると聞いておりますし、できれば現場を見たいという答弁をしたこともあります。

しっかりと、地元の市町村が一番住民に近い立場で、今回の子供の貧困対策の予算も一億円増やしましたけれども、市町村の持分、県の持分も少し

導入しながら予算は増やして、地元のことを一番よく知っている市町村や県と連携しながらしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。しっかりと対策を取ってまいりたいと思っております。

○ながえ孝子君 前回、そのお金の送り方というんでしょうか、財源確保のこともお聞きをいたしました。そして、大臣のお答えが、必要な額はちゃんと確保しているということで、それは安心をいたしました。

ただ、財源というのは、量だけではなくて質の問題もあらうかと思っております。いかに使い勝手がいいかとか地元の意向に添えているかという質の問題ですよ。そういった点でしっかりとコミュニケーションを取っていただきたいということを申し上げて、今も大臣もそれをおっしゃっていたんだんですけども、現場の皆さんですね、支援員とか子供の居場所の現場からは、対策事業が単年度事業であるので次の年度の見通しがすごく立てにくいんだという指摘がされております。

それで、内閣府としては、これは平成二十八年度から六年間、継続して子供の貧困問題の集中対策期間ということを決めまして、継続した取組をやっていくんだという方針を示されていますけれども、これ一括交付金ではありません、この事業というのは、ですから、対策事業がこの規定に直接基づいた予算ではないので、事業を実施する自治体にとつてはやっぱり先の見通しが立てにくい。補助率を決めるとか予算額とか大変その先の見通しから割り出していくのが難しいという声もよく聞くのですが、この辺についてはいかがでしよう。

○政府参考人（水野敦君） お答えいたします。

子供の貧困対策事業、内閣府の事業でやっております。これは毎年度の、委員御指摘のとおり、毎年度の予算で所要の額を確保して各関係自治体に配賦して、子供の居場所、あるいは支援員といった形で使われているのでございます。そういったことでございますので、過去、平成二十

八年度から十億円が始まった事業でございますけれども、たまたまかもしませんが、毎年一億円ずつ予算額は増額して手当てしているところがございます。

毎年度の予算の話ですので、じゃ、何ですかね、来年度以降どうなるんだという不安の声があるのは分らないではないのですが、我々としては、内閣府としては、この子供の貧困対策事業、非常に重要だと考えてございますので、今後とも引き続きしっかりと支援して、子供の貧困対策事業がきちつとできるようにしてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○ながえ孝子君 さっきも申しましたように、やっぱり財源というのは、使い勝手が良くて初めて使えるものだといふところもあります。ですの、先ほど大臣は、その地元のやっぱり意向を受けてしっかりとコミュニケーションを取りながらやりたいとおっしゃいました。そういった点では、この問題クリアしていくためには、やっぱり一括交付金を使っていくとか、そういった方向性も解決策の一つであらうと思うんですが、その辺りいかがでしようか。

○国務大臣（西銘恒三郎君） 一括交付金につきましては、厳密な積み上げになじむものではありませんけれども、市町村からしますと、もうこれがないと市町村の財政運営できないというぐらいい極めて期待感が強いものがありました。過去のこの一括交付金の使われた事業費の推移や、あるいは執行の実績等を勘案しながら毎年度所要額を確保してきたところであります。

令和四年度につきましては、当初、一括交付金、私も予算の最後の大臣折衝の場では、令和三年度の市町村の実績額三百八十一億円をこれは何としても確保しないと令和四年度以降市町村が大変困るなという危機感があつたものですから、財務大臣との折衝では、この市町村分の三百八十一億円を確保して、それと同額の県分を確保したという経緯もあります。財務大臣からは、効果的に

効率的に使うようにという指示を受けましたけれども、令和四年度の分については、そこそこの市町村の対応できる、県も含めて、一括交付金は確保できたのかなというふうに認識をしております。

いずれにしても、必要な一括交付金は予算額をしっかりと確保していかなければいけないなとは思っております。

令和五年度以降の一括交付金の予算額について現時点で確たることを申し上げることはできませんが、これまでの進捗、実績、今後の事業の見通し等を踏まえて必要な所要額を確保していきたいと考えております。

○ながえ孝子君 大臣は重々御承知でいらっしゃって、頑張っているのは重々よく分かっております。

そもそも、予算、概算要求ですとか予算案が出てくる時ですね。沖縄振興というのは、やっぱり沖縄が多大な被害を受けたということで、償いの心を持って、そこはしっかりと、内閣総理大臣が沖縄振興基本方針を策定して、沖縄県知事が沖縄振興計画を策定してという流れの下に、沖縄の自主性を尊重しつつ、その総合的かつ計画的な振興を図って沖縄の自立的発展に資するものと決められているということですから、大臣おっしゃるように、そのための予算というのは、沖縄の自主性が損なわれないようにやっぱり一括交付金が一番だというふうに思っておりますが、残念ながら、近年本当に縮減傾向なんですよね。

これは、自主性の尊重からいっても分権の方向性からいっても逆行だと思わざるを得ないんですね。

これからの方向性といましようか、最後に、やっぱり辺野古の問題を挟んで沖縄県と政府というのは今平行線ではありますけれども、その問題を超えて、これからも西銘大臣には、沖縄の、まあ子供の事業というのはその一部だろうとは思いますが、子供たちの将来のためにこれからは、御所見をお願いいたします。

○国務大臣(西銘恒三郎君) その前に、先ほど若年妊婦の居場所の件は公表されていないと言いましたが、シエルターの、シエルターの間違いでしたので、おわびして訂正させていただきます。

沖縄振興予算につきましては、もう一括交付金についての市町村や県の期待感の大きさは肌身をもって感じております。事業、積み上げになじまない部分があるにしても、これまでの経緯や実績等を見ながら、しっかりと必要な部分は絶対に確保していくんだという強い思いで、沖縄振興予算、今年度は二千六百八十四億円に減額になりましたけれども、しっかりと必要な額は確保していきたいという信念を持って取り組んでいきたいと思っております。

○ながえ孝子君 是非よろしく願いをいたします。質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(青木一彦君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

林外務大臣及び政府参考人は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(青木一彦君) 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。西銘沖縄及び北方対策担当大臣。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本年五月十五日、沖縄が本土に復帰してから五十年を迎えます。沖縄の振興については、これまで様々な振興策を講じてきた結果、県民の皆様懸命な努力もあり、着実に成果を上げてきました。しかしながら、いまだ低い一人当たり県民所得や深刻な子供の貧困など、依然として様々な課題を抱えています。このような状況に鑑み、沖縄の一層の振興を図っていくため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、特区・地域制度をより効果的かつ計画的なものとする等の

措置を講ずる必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、沖縄振興特別措置法について、法の有効期限を令和十四年三月三十一日まで延長するとともに、更なる産業振興のため、特区・地域制度において、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等の沖縄県知事による認定制度を導入することとし、課税の特例のほか、中小企業信用保険法等の特例を設けることとしております。

加えて、沖縄振興の充実を図るため、北部地域や離島の振興、子供の貧困対策、多様な人材を育成するための教育、脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等に関し、国及び地方公共団体の努力義務規定を創設する等の所要の措置を講ずることとしております。

また、時代の変化に迅速に対応できるよう、この法律の施行後五年以内に改正後の沖縄振興特別措置法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の見直しを行うこととしております。

第二に、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法について、法の有効期限を令和十四年三月三十一日まで延長するとともに、拠点返還地の指定制度について、駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合の指定要件を緩和する措置を講ずることとしております。

第三に、沖縄振興開発金融公庫について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に規定する株式会社日本政策金融公庫への統合時期を十年間延長するとともに、沖縄振興開発金融公庫法及び沖縄振興特別措置法に規定する出融資の範囲を拡大することとしております。

第四に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律について、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置を、単式蒸留焼酎については令和十四年五月十四

日まで、単式蒸留焼酎を除く酒類については令和八年九月三十日まで延長し、段階的に縮減しつつ廃止することとしております。

このほか、沖縄科学技術大学院大学学園法の施行の状況について国が検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる時期をおおむね五年ごととするものとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青木一彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(青木一彦君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青木一彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第一条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「産業高度化・事業革新促進計画等」を「産業イノベーション促進計画等」に、「第六十五条」を「第六十四条」に、「第六十六条」第七十二条を「第六十五条」第六十七条に、「第七十三条」第七十四条を「第六十八条」第六十九条に、「第七十五条」第八十三条の二を「第七十条」第七十六条に、「第八十四条」第八十八条を「第七十七条」第八十五条に、「第六章 沖縄の均衡あ

る発展のための特別措置(第八十九条―第九十四条)」を 第一章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置 第一節 北部地域及び離島の地域の振興 第二節 その他の措置(第九十条―第九

第十二条) 第八十六条―第八十九条 第九十五条―第一百零四条 第九十三条に、「第一百五

条」を「第九十四条」第一百零二条に、「第一百零一条」第一百零二条を「第一百零三条」第一百零四

条第十号中「産業高度化」の下に「高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情

報の活用その他の方法により」を加え、「以下同じ。」又は「を」第三十五条の三及び第三十六条にお

て同じ。」又は「に」、「鉱工業品又は」を「鉱工業品若しくは」に改め、「活用」の下に「又は環境への

負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネ

ルギー源として継続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同

じ。の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入」を加え、「以下同じ。」を

「第三十五条の三及び第三十六条において同じ。」に改める。

第三条の二第三項及び第四条第四項中「平成二十四年度」を「令和四年度」に改める。

第六条第一項中「沖縄県知事は」の下に「基本方針に即して」を加え、同条第二項に次の二号を加え

る。

四 前号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果

五 第七条の二第一項に規定する観光地形成促進措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事

- 2 観光地形成促進措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 観光地形成促進措置により達成しようとする目標
- 二 観光地形成促進措置の内容及び実施期間
- 三 観光地形成促進措置の実施体制
- 四 観光地形成促進措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 観光地形成促進措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その観光地形成促進措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 提出観光地形成促進計画に適合するものであること。
- 二 観光地形成促進措置を実施することが当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進を図るために有効かつ適切なものであること。
- 三 観光地形成促進措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の概要を公表するものとする。
- 6 第四項の認定を受けた者（以下この款において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
- 8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る観光地形成促進措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この款において「認定観光地形成促進措置実施計画」という。）に従つて観光地形成促進措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 沖縄県知事は、認定観光地形成促進措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定観光地形成促進措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする

る。

（認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況の報告）

第七条の三 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第七条の四 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この章において「普通保険」という。）又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この章において「無担保保険」という。）の保険関係であつて、観光地形成促進関連保証（同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定観光地形成促進措置実施計画に従つて観光地形成促進措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証（以下「観光地形成促進関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項	第三条の二第二項	保険価額の合計額が	観光地形成促進関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第三項	第三條の二第三項	当該借入金額のうち	観光地形成促進関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちに、
	当該債務者	に、	観光地形成促進関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、観光地形成促進関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第

三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、観光地形成促進関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第七条の五 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）

第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従つて観光地形成促進措置を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定観光地形成促進措置実施計画に従つて観光地形成促進措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この章において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第八条第一項中「区域内において」の下に「認定観光地形成促進措置実施計画に従つて」を加え、「法人」を「認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従つて実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け

た者に限る。）」に改める。

第九条中「区域内において」の下に「認定観光地形成促進措置実施計画に従つて」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改める。

第二十六条中「限る。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「購入し」を「若しくは旅客ターミナル施設等若しくは特定販売施設において小売業の業務を行う者から電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により購入し、」に改める。

第二十八条第一項中「沖縄県知事は」の下に「基本方針に即して」を加え、同条第二項第三号中「第三十条第一項」の下に「及び第三十一条第二項」を加え、同項に次の二号を加える。

五 前号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果

六 第二十九条の二第一項に規定する情報通信産業振興措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第二十八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「よう努める」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十九条第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（情報通信産業振興措置実施計画の認定等）

第二十九条の二 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「情報通信産業振興措置」という。）を実施する者は、提出情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置の実施に関する計画（以下この条において「情報通信産業振興措置実施計画」という。）を作成し、当該情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2 情報通信産業振興措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 情報通信産業振興措置により達成しようとする目標
- 二 情報通信産業振興措置の内容及び実施期間
- 三 情報通信産業振興措置の実施体制

- 四 情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 情報通信産業振興措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その情報通信産業振興措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出情報通信産業振興計画に適合するものであること。

二 情報通信産業振興措置を実施することが当該区域における情報通信産業の振興を図るために有効かつ適切なものであること。

三 情報通信産業振興措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の概要を公表するものとする。
- 6 第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る情報通信産業振興措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
- 8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る情報通信産業振興措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定情報通信産業振興措置実施計画」という。）に従つて情報通信産業振興措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 沖縄県知事は、認定情報通信産業振興措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定情報通信産業振興措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- （認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況の報告）
- 第二十九条の三 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定情報通信産業振興措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第三十条の見出しを「（特定情報通信事業の認定等）」に改め、同条第一項中「の区域」を「の区域内」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第三十一条第二項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定情報通信事業（以下この節において「認定特定情報通信事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事は、認定特定情報通信事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第三十条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十条の二 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、情報通信産業振興関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて情報通信産業振興措置を実施するために必要な資金又は認定特定情報通信事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証（以下「情報通信産業振興関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	情報通信産業振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第三条の二第三項	
当該借入金の額のうち	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証」 とに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	情報通信産業振興関連保証及びその他の保証」 とに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、情報通信産業振興関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、情報通信産業振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十條の三 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五條第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて情報通信産業振興措置を実施し、又は認定特定情報通信事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて情報通信産業振興措置を実施し、又は認定特定情報通信事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五條第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第三十一條第一項中「において」の下に「認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて」を加え、「又は情報通信技術利用事業」を削り、「法人」を「認定事業者（当該認定事業者が認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて実施する情報通信産業振興措置が当該区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改め、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業」を「認定法人（当該認定法人が営む認定特定情報通信事業が提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）」の認定特定情報通信事業」に改める。

第三十二條中「区域内において」の下に「認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて」を加え、「又は情報通信技術利用事業」を削り、「増設した者」を「増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 産業イノベーション促進計画等

第三十五條の見出しを「（産業イノベーション促進計画の作成等）」に改め、同条第一項中「産業高度化及び事業革新」を「基本方針に即して、産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十條において同じ。）」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、同条第二項中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、同項第二号中「製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新」及び「当該産業高度化又は事業革新」を「産業のイノベーションの促進」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「この節において「産業イノベーション促進地域」に改め、同項第三号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同項に次の二号を加える。

四 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果
五 第三十五條の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第三十五條第三項中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、同

条第四項中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改め、「よう努める」を削り、同条第五項から第七項までの規定中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に改める。

第三十五条の二の見出しを「（産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等）」に改め、同条第一項中「提出した産業高度化・事業革新促進計画」を「提出した産業イノベーション促進計画」に、「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「この節において『提出産業イノベーション促進計画』に改め、同条第三項中『提出産業高度化・事業革新促進計画』を『提出産業イノベーション促進計画』に改める。

第三十五条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）」を付し、同条第一項中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置」に改め、同条第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「区域」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 提出産業イノベーション促進計画に適合するものであること。

第三十五条の三第七項中「認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第五項）」を「第四項の認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（第六項）」に改め、「もの」の下に「。以下この節において『認定産業高度化・事業革新措置実施計画』という。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を、「前項の」の下に「規定による変更の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「者（以下」を「者（以下この節において」に改め、「（以下『認定産業高度化・事業革新措置実施計画』という。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る産業高度

化・事業革新措置実施計画の概要を公表するものとする。
第三十五条の三に次の二項を加える。

9 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第三十五条の四を削る。

第三十五条の五に見出しとして「（認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況の報告）」を付し、同条中「沖縄県知事は、認定事業者に対し」を「認定事業者は、主務省令で定めるところにより」に、「報告を求めることができる」を「毎年、沖縄県知事に報告するものとする」に改め、同条を第三十五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十五条の五 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、産業高度化・事業革新関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第二条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証（以下「産業高度化・事業革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
		産業高度化・事業革新関連保証に係る保険関係

第三条の二第三項		の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
当該借入金の額のうち	産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保証とに、それぞれ当該借入金の額のうち	
当該債務者	産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保証とに、当該債務者	

2 普通保険の保険関係であつて、産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十五条の六 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて産業高度化・事業革新措置を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて産業高度化・事業革新措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第三十六条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「認定事業者」の下に「当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従つて実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。」を加え、「並びに建物及びその附属設備」を「建物及びその附属設備並びに構築物」に改める。

第三十七条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「認定事業者」の下に「（前条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」を加え、「若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地」を「建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地」に改める。

第三十八条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（施設等の整備）

第三十九条 国及び地方公共団体は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域における製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な次に掲げる施設等の整備の促進に努めるものとする。

一 共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）、工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設

二 当該区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設

第四十条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「前条に規定する」を「前条各号に

掲げる」に、「区域内の産業高度化及び事業革新」を「区域における産業のイノベーション」に改める。
第四十一条第一項中「沖縄県知事」の下に「基本方針に即して」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

四 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果

五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第四十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「よう努める」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等）

第四十二条の二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「国際物流拠点産業集積措置」という。）を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（以下この条において「国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2 国際物流拠点産業集積措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標

二 国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間

三 国際物流拠点産業集積措置の実施体制

四 国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 国際物流拠点産業集積措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その国際物流拠点産業集積措

置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出国際物流拠点産業集積計画に適合するものであること。

二 国際物流拠点産業集積措置を実施することが当該区域における国際物流拠点産業の集積を図るために有効かつ適切なものであること。

三 国際物流拠点産業集積措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要を公表するものとする。

6 第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）に従つて国際物流拠点産業集積措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事は、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況の報告）

第四十二条の三 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）」を付し、同条第一項中「これらの」を「当該」に改める。

第四十四条に見出しとして「（特定国際物流拠点事業の認定等）」を付し、同条第一項中「前条第一項

の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において」を削り、「営むもの」を「営む法人」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第五十条第二項において「認定法人」という。）は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る特定国際物流拠点事業（以下この節において「認定特定国際物流拠点事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事は、認定特定国際物流拠点事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第五十三条及び第五十四条を削り、第三章第四節中第五十二条を第五十四条とし、第五十一条を第五十三条とし、第五十条を第五十二条とする。

第四十九条中「区域内において」の下に「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者（前条第一項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条第一項中「において」の下に「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者（当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に改め、同条第二項中「第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業」を「認定法人（当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。）の認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条を第五十条とする。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第四十八条 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、国際物流拠点産業集積関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証であつて、認定国際物流拠点産業集

積措置実施計画に従つて国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金又は認定特定国際物流拠点事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証（以下「国際物流拠点産業集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	国際物流拠点産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第四十九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施し、又は認定特定国際物流拠点事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施し、又は認定特定国際物流拠点事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第五十五条の二の見出しを「（経済金融活性化計画の認定等）」に改め、同条第一項中「及び次条」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

四 前号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果

五 第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第五十五条の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「」の下に「その」を加え、「次に掲げる基準に適合する」を「次の各号のいずれにも該当するものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条に次の五項を加える。

7 沖縄県知事は、第四項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

9 内閣総理大臣は、第四項の認定に係る経済金融活性化計画（第七項の規定による変更の認定があった

ときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。）の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

10 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

11 第六項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

第五十五条の三から第五十五条の五までを次のように改める。

（認定経済金融活性化計画の実施状況の報告等）

第五十五条の三 沖縄県知事は、認定経済金融活性化計画の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

（経済金融活性化措置実施計画の認定等）

第五十五条の四 経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「経済金融活性化措置」という。）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（以下この条において「経済金融活性化措置実施計画」という。）を作成し、当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2 経済金融活性化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経済金融活性化措置により達成しようとする目標

二 経済金融活性化措置の内容及び実施期間

三 経済金融活性化措置の実施体制

四 経済金融活性化措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済金融活性化措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 沖縄県知事は、第二項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定経済金融活性化計画に適合すること。

二 経済金融活性化措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適切なものであること。

三 経済金融活性化措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の概要を公表するものとする。

6 第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る経済金融活性化措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化措置実施計画」という。）に従って経済金融活性化措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 沖縄県知事は、認定経済金融活性化措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定経済金融活性化措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況の報告）

第五十五条の五 認定事業者は、内閣府令で定めるところにより、認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第五十五条の六を削る。

第五十六条の見出しを「（特定経済金融活性化事業の認定等）」に改め、同条第一項中「事業」の下に「（次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。）」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の認定を受けた法人（以下この条及び第五十七条第二項において「認定法人」という。）は、内

閣府令で定めるところにより、その認定に係る特定経済金融活性化事業（以下この節において「認定特定経済金融活性化事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3 沖縄県知事は、認定特定経済金融活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

第五十六条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第五十六条の二 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、経済金融活性化関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、認定経済金融活性化措置実施計画に従つて経済金融活性化措置を実施するために必要な資金又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証（以下「経済金融活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項	第三条の二第二項	保険価額の合計額が	経済金融活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
	当該借入金金のうち 当該債務者	当該借入金金の額のうち に、それぞれ当該借入金金の額のうち 経済金融活性化関連保証及びその他の保証（こと に、当該債務者	経済金融活性化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第

三 第二条及び第五条の規定の適用については、同条中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、経済金融活性化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第五十六条の三 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定経済金融活性化措置実施計画に従つて経済金融活性化措置を実施し、又は認定特定経済金融活性化事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定経済金融活性化措置実施計画に従つて経済金融活性化措置を実施し、又は認定特定経済金融活性化事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第五十七条第一項中「において」の下に「認定経済金融活性化措置実施計画に従つて」を加え、「法人」を「認定事業者」に改め、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「認定法人の認定特定経済金融活性化事業」に改める。

第五十七条の二第一項中「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事

業」を「特定経済金融活性化事業」に改める。

第五十八条中「区域内において」の下に「認定経済金融活性化措置実施計画に従つて」を加え、「増設した者」を「増設した認定事業者」に改める。

第六十四条を削る。

第六十五条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第六十四条とする。

第三章第八節中第六十六条の前に次の一条を加える。

（資金の確保等）

第六十五条 国及び地方公共団体は、沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第六十六条を次のように改める。

（国等の援助）

第六十六条 国及び地方公共団体は、沖縄の特性に即した中小企業の振興に資するため、中小企業者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第六十七条から第七十一条までを削り、第六十六条の次に次の一条を加える。

（手続に係る負担の軽減）

第六十七条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策を推進するに当たっては、その実施に際して必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより中小企業者の負担の軽減を図るよう努めるものとする。

第七十二条を削る。

第七十三条中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第一号中「新たに事業を開始しようとする者、事業を開始した日以後五年を経過していない者」を「新たな事業を行う者」に改め、第三章第九節中同条を第六十八条とする。

第七十四条中「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十五条から第七十七条までを削り、第四章中第七十八条を第七十条とし、第七十九条から第八十三条までを八条ずつ繰り上げる。

第八十三条の二に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の充実に努めるものとする。

第八十三条の二を第七十六条とする。

第八十四条中「伝承されてきた」の下に「多様な」を、「活用」の下に「並びに当該文化的所産の担い手の育成」を加え、第五章中同条を第七十七条とし、第八十四条の二を第七十八条とする。

第八十四条の三の見出しを「（自然環境の保全等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、沖縄における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に資するため、エネルギーの使用の合理化の促進、再生可能エネルギー源の利用の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十四条の三を第七十九条とする。

第八十四条の四に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、沖縄における子どもの貧困対策（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号））による子どもの貧困対策をいう。以下この項において同じ。）の推進に資するため、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にある子どもの保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援、子どもの貧困対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十四条の四を第八十条とし、第八十五条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（デジタル社会の形成）

第八十二条 国及び地方公共団体は、沖縄におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に資するため、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十六条の前の見出しを削り、同条を第八十三条とし、同条の前の見出しとして「（国際協力及び国際交流の推進）」を付し、第八十七条を第八十四条とし、第八十八条を第八十五条とする。

第六章中第八十九条の前に次の節名及び三条を加える。

第一節 北部地域及び離島の地域の振興

（北部地域の振興）

第八十六条 国及び地方公共団体は、北部地域（沖縄の北部の地域のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、北部地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 北部地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置

二 北部地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置

三 前二号に掲げるもののほか、北部地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の北部地域の振興を図るために必要な措置

（離島の地域の振興）

第八十七条 国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置

二 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置

三 前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置

（離島の旅館業に係る減価償却の特例）

第八十八条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の新設、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第八十九条を次のように改める。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第八十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅

館業の用に供する設備の新設、改修若しくは増設をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第八十九条の次に次の節名を付する。

第二節 その他の措置

第九十条を次のように改める。

(無医地区における医療の確保等)

第九十条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力的体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療
- 3 国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。
- 4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を

求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち、第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

8 国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力的体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

第九十二条を削り、第九十二条の二を第九十二条とする。

第九十三条及び第九十四条を削り、第七章中第九十五条を第九十三条とする。

第九十六条から第九十四条までを削り、第八章中第九十五条を第九十四条とし、第九十五条の二を第九十五条とする。

第九十五条の第三項中「第九十五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第四項中「第八十九条第六項」を「第九十条第六項」に、「第九十五条第一項から第三項まで」を「第九十四条第一項から第三項まで」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十五条の四第一項中「第九十五条の第二項第二号」を「第九十五条第二項第二号」に改め、同条を第九十七条とし、第九十六条を第九十八条とする。

第九十七条第六項中「第九十七条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第九十七条第五項」を「第九十九条第五項」に、「第九十七条第四項」を「第九十九条第四項」に改め、同条を第九十九条とし、第九十八条を第一百条とする。

第九章中第一百一十一条を第一百三条とし、第一百十二条を第一百四条とする。

第十章中第一百三十三条を第一百五十五条とする。

第一百四十一条第一号中「第六条第五項」を「第六条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条

第四項」に、「及び同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「勧告」の下に「並びに第八条第一項の規定による基準の策定及び確認」を加え、同項第二号中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「及び同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「勧告」の下に「並びに第三十一条第一項及び第二項の規定による基準の策定及び確認」を加え、同項第三号中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「第四十一条第五項」を「第三十六条の規定による基準の策定及び確認、第四十一条第四項」に、「同条第六項の規定による通知、同条第七項」を「同条第五項の規定による通知、同条第六項」に、「同条第八項において準用する同条第五項」を「同条第七項において準用する同条第四項」に、「同条第八項において準用する同条第六項」を「同条第七項において準用する同条第五項」に、「同条第八項において準用する同条第六項」を「同条第七項において準用する同条第六項」に、「及び同条第四項の規定による通知」を「、同条第四項の規定による通知並びに第五十条第一項及び第二項の規定による基準の策定及び確認」に改め、同条第二項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

「第七条の二第三項の書類、同条第五項の公表及び第七条の三の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・国土交通省令

第百十四条第二項に次の二号を加える。

「三 第二十九条の二第三項の書類、同条第五項の公表、第二十九条の三の実施状況の報告及び第三十条

第二項の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・総務省令・経済産業省令（平成三十一年法律第百三十三号）

四 第三十五条の三第三項の書類、同条第五項の公表、第三十五条の四の実施状況の報告（第四十二条

の二第三項の書類、同条第五項の公表、第四十二条の三の実施状況の報告及び第四十四条第二項の実

施状況の報告に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

第百十四条を第百六条とする。

第百十五条第一項中「、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）」を削り、同条を第百七条とし、第百十六条を第百八条とする。第百八条及び第百八条の二（平成三十四年三月三十一日）を「令和十四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表一の項中「第七十八条第二項及び第三項、第七十九条、第八十条並びに第八十三条」を「第七十条第

二項及び第三項、第七十一条、第七十二条並びに第七十五条」に改め、同表一の項中「第八十二条」を「第七十四条」に改め、同表三の項中「事業」を「事業等」に、「平成三十四年度」を「令和十四年度」に、「第八十九条及び第百五条から第百八条まで」を「第九十条及び第九十四条から第百条まで」に改め、同表四の項中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改め、同条第三項を削る。

附則第三条を削る。

附則第四条第一項中「第七十三条各号」を「第六十八条各号」に改め、同条第二項及び第三項中「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条第一項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第百五条第三項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第七項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第八項中「第百五条第三項」を「第九十四条第三項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第五条の二を附則第五条とする。

附則第六条の前の見出し及び同条を削る。

附則第七条第一項中「旧法の失効」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。）の失効」に改め、同条を附則第六条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条中「第百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を附則第八条とし、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条を削る。

別表中「第百五条」を「第九十四条」に改め、同表二十一の項中「老人福祉法」の下に「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を加える。

（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正）

第二条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十二条第一項」の下に「及び第二十六条第二項」を加える。

第二十六条第六項中「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還されることとなった場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、合同委員会において返還が合意されていない区域を含む土地の区域であって、同項各号のいずれかに該当するものについても拠点返還地として指定することができる。この場合において、当該指定は、当該指定に係る区域が第二号に掲げる要件に該当することとなる当該駐留軍用地の返還をアメリカ合衆国から受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。

一 当該指定に係る区域において一体的な土地利用が見込まれること。

二 当該指定に係る区域の相当部分について、合同委員会において返還が合意されていること。

第二十七条第一項及び第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第三条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）又はこれらの法律」を「又はこの法律」に改める。

第十九条第一項第一号イ中「既成市街地」の下に「若しくは駐留軍用地跡地（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。）」を加え、同項第三号中「若しくは造成」及び「幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備」を削り、同号二及びホを削り、同号ヘを同号ニとし、同条第二項第三号から第三号の四までを削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十条第一項後段を削る。

第三十二条第二項中「及び融通法」を削る。

第三十三条第一項中「（融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この章に

おいて同じ。）」、「融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体を含む。」、「からホまで」及び「その他政令で定める者」を削る。

第三十五条から第三十五条の三までを削り、第三十五条の四を第三十五条とする。

第三十七条を削り、第六章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の五を第三十六条とする。

第三十九条第三号中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改める。

附則第五条中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に、「行なう」を「行う」に改める。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第四条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「平成二十四年度」を「令和四年度」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「起算して五十年以内」を「令和八年九月三十日（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、令和十四年五月十四日）までの間」に改め、同項第三号中「五十年」を「五十二年」に改める。

第八十二条中「起算して五十年を経過した日」を「令和八年十月一日」に改める。

第六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 及び二 削除

第八十条第三項中「に酒類」の下に「（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。次条第二項において同じ。）」を加え、同条第四項中「酒類又は」を削り、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第五項」を「前項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とする。

第八十一条第一項中「酒税、」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中沖縄振興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条、第二十六条及び第二十七条の規定 公布の日

二 第六条の規定並びに附則第十一条第二項及び第三項並びに第二十三条の規定 令和十四年五月十五日(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法(以下「新沖振法」という。)第四条の規定による沖縄振興計画(附則第十条において「新沖縄振興計画」という。)に基づく事業又は事務(附則第十条において「事業等」という。)に対する特別の措置の適用の状況その他の新沖振法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(施行前に提出した観光地形成促進計画の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(以下「旧沖振法」という。)第六条第五項の規定により提出した観光地形成促進計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。次項において「旧提出観光地形成促進計画」という。.)に関する実施状況の公表及び報告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域(次項及び附則第八条第一項の表の第一号において「旧観光地形成促進地域」という。.)の区域内にある旧沖振法第八条第一項に規定する販売施設であって同項の規定により沖縄県知事が指定しているものに係る指定の効力及び当該指定の取消しについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日(その日までに、新沖振法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧観光地形成促進地域の区域内にある旧沖振法第二十六条に規定する特定販売

施設であって同条の規定により内閣総理大臣が指定している部分に係る指定の効力については、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新沖振法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間は、なお従前の例による。

(施行前に提出した情報通信産業振興計画の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置)

第四条 旧沖振法第二十八条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。次項及び附則第八条第一項の表の第二号において「旧提出情報通信産業振興計画」という。.)に関する実施状況の公表及び報告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区の区域において旧沖振法第三十条第一項の認定を受けている法人に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその公表については、当該法人の設立の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(施行前に提出した産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置)

第五条 旧沖振法第三十五条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。附則第八条第一項の表の第三号において同じ。.)に関する実施状況の公表及び報告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧沖振法第三十五条の三第四項の規定による認定を受けている産業高度化・事業革新措置実施計画(同条第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び附則第八条第一項の表の第三号において「旧認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。.)に係る認定の効力並びに当該認定の取消し並びに旧認定産業高度化・事業革新措置実施計画に関する沖縄県知事の指導及び助言については、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新沖振法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間は、なお従前の例による。

3 旧認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況の報告の徴収については、なお従前の例による。(施行前に提出した国際物流拠点産業集積計画の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置)

第六条 旧沖縄法第四十一条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。次項において「旧提出国際物流拠点産業集積計画」という。）に関する実施状況の公表及び報告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（次項及び附則第八条第一項の表の第四号において「旧国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域において旧沖縄法第四十三条第一項の認定を受けている者に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその通知並びに当該者に係る手数料の軽減については、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧国際物流拠点産業集積地域の区域において旧沖縄法第四十四条第一項の認定を受けている法人に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその公表については、当該法人の設立の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に沖縄振興特別措置法第四十五条第二項の規定により関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域地の許可を受けている者及び沖縄振興特別措置法第四十五条第三項の規定により関税法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可を受けている者に関する手数料の軽減については、なお従前の例による。

（施行前に認定を受けた経済金融活性化計画の実施状況の報告の徴収等に関する経過措置）

第七条 旧沖縄法第五十五条の二第五項の認定を受けた経済金融活性化計画（旧沖縄法第五十五条の三第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「旧認定経済金融活性化計画」という。）に関する実施状況の報告の徴収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧認定経済金融活性化計画に定められている沖縄振興特別措置法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（次項及び次条第一項の表の第五号において「旧特定経済金融活性化産業」という。）に属する事業を営む法人のうち旧沖縄法第五十六条第一項の認定を受け

ている法人に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及びその公表については、当該法人の設立の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に旧特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社のうち旧沖縄法第五十七条の二第一項の指定を受けている株式会社（次項において「指定会社」という。）に係る指定の効力並びに当該指定の取消し及びその公表については、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄法第五十五条の二第四項の規定による経済金融活性化計画の認定があつた場合には、その認定があつた日の前日）までの間は、なお従前の例による。

4 指定会社に関するその指定に係る事業の実施状況の報告については、なお従前の例による。
（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に関する経過措置）

第八条 地方公共団体が、次の表の各号の上欄に掲げる地域又は地区の区域内において当該各号の中欄に掲げる施設又は設備を当該各号の下欄に掲げる日以前に新設し、又は増設した者（同表の第三号の上欄に掲げる地域の区域内において同号の中欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、旧沖縄法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者に限る。）に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

一 旧観光地形成促進地域	旧沖縄法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄法第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）
二 旧提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域	沖縄振興特別措置法第三条第六号の情報通信産業又は同条第八号の情報通信技術利用事業の用に供する設備	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄法第二十条第八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）
三 旧沖縄法第三十五条第四	旧認定産業高度化・事業革新措	施行日から起算して六月を経過する

項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画に定められている同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域	四 旧国際物流拠点産業集積地域	沖縄振興特別措置法第三十条第一号の国際物流拠点産業の用に供する設備	日（その日までに、新沖振法第三十条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）
五 沖縄振興特別措置法第十五条第一項の規定により指定された経済金融活性化	旧特定経済金融活性化産業の用に供する設備	施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖振法第四十条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）	日（その日までに、新沖振法第三十条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）
特別地区		融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日の前日）	

2 地方公共団体が、沖縄振興特別措置法第三条第三号の離島の地域内において薪炭製造業を行う個人に係る事業税について令和四年三月三十一日以前に課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（中小企業等経営強化法の特例に関する経過措置）

第九条 施行日前にされた旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十四条第一項の経営革新計画の承認の申請であつて、この法律の施行の際、まだその承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認（旧沖振法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。）を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお

従前の例によることとされる中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受ける経営革新計画に関する計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置）

第十条 旧沖振法第四条の規定による沖縄振興計画に基づく事業等で、令和四年度以後の年度に繰り越される国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係るものは、新沖縄振興計画に基づく事業等とみなして、新沖振法第九十条及び第九十四条から第百条までの規定を適用する。

2 令和四年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業等で、新沖縄振興計画が定められるまでの間に、沖縄の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が沖縄県知事の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業等を新沖縄振興計画に基づく事業等とみなして、新沖振法の規定を適用する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第十四項及び第十七項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所又は同条第二十項及び第二十三項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、これらの規定に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、所得税法等の一部を改正する等の法律附則第三十九条第十四項から第十九項までの規定又は同条第二十項から第二十五項までの規定は、適用しない。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 第六条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（産業労働者住宅資金融通法の廃止）

第十三条 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）は、廃止する。

（港湾法の一部改正）

第十四条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第五条第一項」を「附則第四条第一項」に、「附則第五条第七項」を「附則第四条第七項」に改める。

附則第十四項中「附則第五条第七項」を「附則第四条第七項」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

第十五条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第四号中「第一百五号の第三第二項」を「第九十六条第二項」に改める。

（農業改良資金融通法の一部改正）

第十六条 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第三項中「及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」を「中」「この法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）又はこれらの法律」に改め、「業務」と、「の下に「同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業改良資金融通法」と、」を加える。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第十七条 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八条第一項」を「第百条第一項」に改める。

第四条中「第百八条第三項」を「第百条第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十の項を次のように改める。

二十	削除		
----	----	--	--

（社会保険労務士法の一部改正）

第十九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の五中「第七十八条」を「第七十条」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第二十条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「及び融通法」を「この法律」に、「融通法及び勤労者財産形成促進法」を「この法律及び勤労者財産形成促進法」に改める。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第二十一条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六第一項中「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改め、同条第三項中「とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」を「又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）又はこれらの法律」に、「農業経営基盤強化促進法」を「及び農業経営基盤強化促進法」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第二十二条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第七号イ中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十三条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「租税特別措置法」を「並びに租税特別措置法」に改め、「並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十一条第一項」を削る。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第二十四条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「この法律の施行後十年を目途として」を「おおむね五年ごと」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百二十二条中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
-------------	--

附則第三条の表令和四年三月三十一日までの間の項中「令和四年三月三十一日まで」を「令和十四年三月三十一日まで」に、「令和四年三月三十一日の項」を「令和十四年三月三十一日の項」に改める。

附則第四条中「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

附則第五条第二号中「令和四年三月三十一日の項」を「令和十四年三月三十一日の項」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第二十七条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表平成三十五年五月十六日までの間の項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同表平成三十九年三月三十一日までの間の項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則第五項中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。